

砥 部 町 議 会
平 成 2 1 年 第 4 回 定 例 会
会 議 録

平成21年第4回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成21年12月3日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成21年12月3日 午前9時30分 議長宣告	
応招議員	1 番 佐々木隆雄 2 番 森永茂男 3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子 5 番 西岡利昌 6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎 8 番 栗林政伸 9 番 西村良彰 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 井上洋一 13 番 中村茂 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の16名	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 中村 剛志 副町長 佐川 秀紀 教 育 長 佐野 弘明 総務課長 原田 公夫 企画財政課長 松下 行吉 戸籍税務課長 武智 充吉 会計管理者 松村 昇二 教育委員会事務局長 藤田 正純 介護福祉課長 大西 潤 保険健康課長 日浦 昭二 産業建設課長 相田由紀夫 生活環境課長 東岡 秀樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	4 番 大平弘子君 5 番 西岡利昌君	
傍聴者	43人	

平成21年第4回砥部町議会定例会議事日程 第1日

- 日程第1 行政報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 研修報告
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 認定第 1号 平成20年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第 2号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第 3号 平成20年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 4号 平成20年度砥部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 5号 平成20年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 6号 平成20年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 7号 平成20年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 8号 平成20年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 15 認定第 9 号 平成 20 年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 16 認定第 10 号 平成 20 年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 17 認定第 11 号 平成 20 年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 18 認定第 12 号 平成 20 年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 19 認定第 13 号 平成 20 年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第 20 認定第 14 号 平成 20 年度砥部町水道事業会計決算認定について

平成21年第4回砥部町議会定例会

平成21年12月3日(木)

午前9時30分開会

○議長(西村良彰) 現在の出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成21年第4回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 行政報告

○議長(西村良彰) 町長あいさつ及び日程第1行政報告を行います。中村町長。

○町長(中村剛志) 開会のあいさつに先立ちまして、先ほど西村議長さんから伝達がありましたように全国町村議会議長会特別表彰を受けられました三谷議員さんに、心からお祝い申し上げたいと思います。本当におめでとうございます。今後も町政発展のために、なお一層ご活躍されますことをご祈念申し上げたいと思います。

それでは、12月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様には、師走に入りまして何かとお忙しい中、本日から11日までの間、提案させていただきます案件につきまして、ご審議賜りますことに対し厚くお礼を申し上げます。顧みますと、今年は合併後の二期目の町政を預かる町長選挙と議員選挙から始まり、夏には渇水、そして衆議院議員選挙と、激動の年であったと思います。特に8月の衆議院議員選挙では、自民党が大敗し、民主党政権が誕生するなど、歴史に残る選挙となりました。今、国におきましては、その民主党政権下において、22年度予算編成に取り組んでおります。税収が落ち込む中、民主党のマニフェストを実行に移すため、政治主導と銘打って事業仕分け等により農業基盤整備や公共事業など大幅な事業の見直しが行われているところであり、ご承知のとおり、本町の2大産業であります砥部焼産業とみかん産業は、長引く不況の影響で販売不振や価格の低迷が続くなど厳しい環境にあります。また、中学校の改築、公共下水道の整備などこれからも多くの財政支出が見込まれ、町財政は厳しい運営を強いられており、これから地方がどうなっていくのかと不安でたまりません。しかし、町民の皆さんの生活は待ったなしでございます。観光客誘致、企業誘致、そして農林業や砥部焼などの地場産業の振興に努めるなど、町民の皆様が潤うような地域経済の活性化の施策を展開して行かなければなりません。偏った見方との批判もある今回の事業仕分け。いろいろな意味において一石を投じたのは間違いありませんが、マニフェストは必ずしも国民生活になじまないものもあり、思い切って見直すことも大切ではないかと思えます。いずれにいたしましても22年度の予算編成過程でございますので今後の動向を見守って行きたいと思えます。

さて、今定例会に提案させていただきます議案でございますが、報告1件、指定管理者の指定についての議案5件、公の施設の区域外設置に関する協議1件、条例改正に関する議案9件、補正予算に関する議案6件、人事案件2件でございます。いずれ

も、詳細にご説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。なお、行政報告は副町長が行います。以上で開会に当たりましての、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（西村良彰） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） それでは、私の方から行政報告を申し上げます。お手元の行政報告書をご覧ください。まず総務課関係でございますが、平成21年度職員採用試験を10月18日に一次試験を、11月15日に二次試験を実施いたしました。受験者数、上級事務29名、保育士・幼稚園教諭23名。採用内定人員、上級事務1名、保育士・幼稚園教諭3名を予定いたしております。次に、砥部町坂村真民記念基金寄付金の平成21年11月末日現在の状況ですが、申込件数799件。申込金額3,198万円となっております。次に、坂村真民生誕100年記念事業についてご説明申し上げます。詩墨展を9月17日から10月6日までの20日間、央公民館講堂で行い、期間中2千人に余る人に来ていただきました。記念の集いを10月4日に開催し、町内外から900人に余る真民ファンの方に来ていただき、盛大に開催することができ、改めて真民先生の偉大さを感じました。次に、公用車の賃貸借でございますが、公用車の管理業務の軽減を目的に、老朽化した公用車4台について、日本カーソリューションズ株式会社松山支店と平成21年11月から6年間の賃貸借契約を結びました。次に、総合防災訓練を9月6日、消防団員ほか関係機関職員約270名の参加を得て、宮内小学校を拠点に、東南海・南海地震を想定した避難訓練、初期消火訓練、オイルフェンス設置訓練等の総合防災訓練を実施いたしました。2ページをご覧ください。災害時の応急対策業務の協力協定の締結でございますが、9月5日、災害発生時に食料品、日用品、ガソリン等の物資の供給及び炊き出しの協力を受けるため、松山市、伊予市、東温市、砥部町、内子町及び松前町の3市3町とJAえひめ中央との間で協定を結び、災害時の協力体制が出来上がりました。

次に、企画財政課関係でございますが、入札執行状況についてご説明申し上げます。11月末日までに16件の入札を実施し、契約総額2億37万9千円でございます。なお、落札率の平均は83.8%となっております。詳細につきましては記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。続きまして、下ほどの(2)入札制度の改正についてでございますが、9月25日から建設コンサルタント業務について、予定価格の事前公表、郵便入札の実施、設計金額500万円以上の案件について入札後審査型一般競争入札に移行。以上の3点について制度を改正して現在試行しています。改正後、町都市計画基本図修正委託業務及び旧広田中学校及び広田地区公民館撤去工事設計業務の2件につきまして、入札後審査型一般競争入札を実施し、都市計画基本図修正は2,829万7千円で国際航業株式会社松山営業所が、旧広田中学校及び広田地区公民館撤去工事設計業務については、441万円で株式会社綜企画設計松山支店が落札いたしました。次に、定額給付金給付事業でございますが、10月1日をもって受付を終了し、10月22日に最終の支払いを終えました。申請済世帯数が8,885世帯、未申請世帯数102世帯。給付対象額3億4,610万8千円に

対しまして、給付済額は3億4,451万2千円。99.5%の方に給付をいたしました。

次に、生活環境課関係でございますが、まず、環境衛生関係で熱い地球を冷やそうキャンペーン2009夏事業を7月から9月にかけて使用したガス、水道、電気を対象に節約キャンペーンを行い、キャンペーンへの応募者の中から抽選で32名の方に記念品をお贈りしました。次に、廃食油回収ボックスの設置でございますが、10月の20日から、庁舎、広田支所及びダイキ砥部店に設置し、使用済み天ぷら油の回収を始めております。次に、公共下水道関係でございますが、現在、管渠敷設工事を9箇所で行っております。いずれも順調に工事が進んでおりまして、詳細につきましては記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。4ページへお進みください。中ほどの④砥部浄化センター建設委託工事（日本下水道事業団委託）でございますが、浄化センター土木建築工事、浄化センター管理棟建築工事の2箇所につきましては、90%を超える進捗率となっております。また、浄化センター電気設備工事、浄化センター機械設備工事の2箇所につきましては、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われて、低入札価格調査を実施するため、落札を保留しております。今後事業団で調査を実施し、問題がなければ契約を行ない、工事の実施となります。次に、農業集落排水関係でございますが、地域間交流施設公共マス設置を株式会社広田建設が実施をしております。次に、水道関係でございますが、5ページへお進み下さい。現在3箇所で行っております。いずれも順調に工事が進んでおります。

次に、産業建設課関係でございますが、砥部町都市計画基本図修正委託業務を国際航業株式会社に委託をいたしました。町営住宅火災警報器設置工事を愛媛ビルメン株式会社が工事を行い、10月19日に、町営住宅15団地について211個の火災警報器の設置を完了いたしました。次に、えひめ産業文化まつりが11月の28日、29日にひめぎんホールで開催され、砥部町生活研究グループが手作り加工品や農産品の展示即売を行い、町産品のPRを行ないました。次に、愛媛県農産園芸功労知事表彰ですが、10月15日に、ななおれ梅組合が七折小梅などを活用した梅加工品の開発や農地保全など、日頃の活動が評価されたことにより、愛媛県農産園芸功労知事表彰を受賞しました。次に、農山漁村活性化プロジェクト事業について、ななおれ梅組合が建設していた農産物加工処理施設が10月26日に完成し、11月30日に落成式が行われました。砥部陶街道文化まつりにつきましては、11月の7日、8日の2日間、旧砥部町と旧広田村で実施し、多くの人に来ていただき、秋の砥部町を満喫していただきました。

6ページをご覧ください。6ページの中ほどでございますが、保険健康課関係でございますが、新型インフルエンザ対策についてでございますが、県及び医療機関と連携し、新型インフルエンザワクチンの優先接種を行い、感染防止に努めております。特定健診につきましては、未受診者に対する2回目の集団健診を実施し、健診結果を踏まえ、生活習慣病改善等の保健指導を実施しています。

次に、介護福祉課関係でございますが、子育て応援特別手当、20年度事業から2

1年度へ繰越した分でございますけれども、実施期間は平成21年4月1日から10月1日までで、対象児童313人、支給率は100%で、支給総額1,126万8千円となっております。なお、21年度事業については、国が執行停止を決定しております。次に、老人クラブ大会でございますが、7ページへお進み下さい。9月3日、砥部町文化会館において、約300名の会員が参加して第5回砥部町老人クラブ大会が開催され、式典において、金婚を迎えられた32組のご夫婦、白寿9名、米寿91名の皆様に祝状及び記念品を贈りお祝いをいたしました。次に、老人スポーツ大会を10月1日、大南町民広場において、約500名が参加して第5回砥部町老人スポーツ大会を開催し、スポーツを通して和やかに楽しみ親睦を図りました。また、功労のあった4名の方について、高齢者スポーツ功労賞の表彰を行いました。以上で9月定例会以降の行政報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（西村良彰） これで行政報告を終わります。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（西村良彰） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により4番大平弘子君、5番西岡利昌君を指名します。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（西村良彰） 日程第3会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る11月25日開催の議会運営委員会において、本日から11日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月11日までの9日間と決定しました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長（西村良彰） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。

次に、監査委員より、10月末現在までの例月現金出納検査について良好であった旨の報告がありました。

最後に、本日までに受理しました請願及び陳情は、お手元に配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。

これで、諸般の報告を終わります。



日程第5 研修報告

○議長（西村良彰） 日程第5研修報告を行います。各委員長の報告を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（栗林政伸） 厚生常任委員会の研修報告をいたします。去る10月1日から3日まで幼保一体化の視察を愛知県豊田市中で、少子化対策の取り組みについて長野県下條村で視察をしました。まず、豊田市は面積が918km²、人口は約42万3千人です。私達は、宮口こども園で研修をし、豊田市役所子ども部保育課主管近藤奈津子さん、原田園長のお2人から今までの取り組みを説明していただきました。この宮口園には現在0歳から5歳児まで229名おります。豊田市では子供は皆同じであるという言葉で幼稚園、保育園、両者の機能を統一することで一元化を計り、就学前児童や保護者に対して均等な保育・教育・子育て支援を提供できる環境を整備することを目的に、保育園、幼稚園の人事交流を始め、平成10年に第3次豊田市行政改革プランを策定し、9年で保育園・幼稚園5園の公設民営化、統廃合を目指すとし、13年には3歳児保育や預り保育を始め、14年には4園で3歳児保育、8園で預かり保育を実施しております。また保育士、幼稚園教諭を総称して保育師、この『師』は薬剤師に使う『師』ですが、保育師としています。平成20年には保育料と公立幼稚園の授業料を統一、職員の配置基準も統一し、名称を独自のこども園に統一しており、現在はこども園として運用園数は45園あり、基本として8時半から15時、延長保育は園によって違いますが、19時までしております。保育料の統一により、保護者の負担は平等になりましたが、保育料の減免等をしたため、市の負担額は増加したとのことでもあります。2日目は長野県下條村で少子化対策と行政の取り組みについて視察をしました。下條村は面積が約38km²で、人口は4,181人。高齢化率は28.8%の村です。村長は伊藤喜平74歳で現在5期目です。村長は、村づくりは人づくり、そして学校教育の改革に取り組み、ふるさとを良く知る教育の推進、生徒会議等の充実、クラブ活動の充実、国際化時代に対応し、海外研修等に取り組んでおります。この海外にはグアムに3泊4日で半額補助をしております。少子化対策は若者定住促進住宅を平成9年から平成18年度までに124戸、1戸建て住宅54戸を建設し、若者が定住する取り組みを始めました。補助金を使わない住宅建設、若者定住促進住宅とし、入居条件を子供がいる、これから結婚をする若者に限定。入居する若者が村の行事、自治会や消防団の加入を条件にしたことで、質の良い若者が入居しているから、若者同士のコミュニティが生まれ、子育てなどに助け合う姿が見られるようになっております。また、平成16年から幼児から中学3年まで医療費を無料化にし、平成19年、20年度連続保育料一律10%ずつ合計20%引き下げ、21年度から所得税非課税世帯10%引き下げをしております。また、入園前の親子の集い広場を開設し、一日に30組が来るそうです。生涯出生率は現在全国平均が1.34

人ですが、下條村では2.04人で、全国1位です。これは先ほど言いました2LDK駐車場2台付きのマンションが家賃3万5千円で、若者を誘致し、赤ちゃんをたくさん産んでもらう結果であります。また村長は、就任直後60人いた職員を35人に減らし退職者の穴埋めを行わず、隣町の大型店で全員交代で職員研修をさせました。また、村内の小規模の生活道路は金を出して住民が作業する、コストは業者発注の半分以下。また教育長は平成17年から欠員、事務長が代行をしております。こういう取り組みをみのもんたの朝ズバやお昼のワイドショーで放映され、全国から視察が絶えません。豊田市、下條村とも視察時間をオーバーし、意義のある視察をしたことを報告し、研修報告を終わります。

○議長（西村良彰） 三谷坂村真民記念館建設特別委員長。

○坂村真民記念館建設特別委員長（三谷喜好） 坂村真民記念館建設特別委員会視察研修のご報告を申し上げます。10月13日から14日にかけて坂村真民先生の記念館建設に向け、坂村真民記念館建設特別委員5名と正副議長で、山口県長門市にある金子みすゞ記念館、福岡県北九州市にある松本清張記念館、福岡県柳川市にある北原白秋記念館の3館を視察しましたのでご報告いたします。たまたま出発当日の愛媛新聞に2面にわたり坂村真民先生の特集記事が掲載され、その新聞を手には視察に行けたことは何か運命的なものを感じるところでありました。まず、山口県長門市の金子みすゞ記念館は生誕100年の年に当たる平成15年にオープンし、地域の人々や全国から訪れるみすゞファンの文化活動・創作活動を支援する交流拠点となっている施設であります。入口は町屋づくり木造2階建181㎡で、住居の再現や資料館があり、奥に鉄筋コンクリート造り平屋建て438㎡の木造風展示室の本館がありました。建物の建設工事費は3棟、延べ床面積897.66㎡で2億4千万円、用地取得費や展示工事等を含めた建設総事業費は4億2,300万円で、財源の内訳は起債が3億5,500万円、寄附金2千万円、一般財源等4,800万円でありました。周辺整備としてみすゞ通り整備事業を平成8年度から13年度の期間3億1,500万かけ行いましたが、当初のもくろみとはずれ、バスで来る来館者は広い通りから記念館まで最短距離を歩くだけで、整備した街並みは自家用車で来る少数の人しか歩かないということでありました。また、来館者が近隣の湯本温泉に宿泊というような影響はあまり見られないということでありましたが、広い道路沿いのレストランは経済効果がみられるということでありました。平成15年のオープン当時は年間20万人の入館者がありましたが、現在は11万人程度に落ち込んでおり、来館者は観光シーズンに集中し、多い月は2万人、館長が情報を発信しており、それを聞いて訪れる人も多いとのことでした。現在、運営は市の職員1人とパート1人でっており、入館料や本、記念品グッズの売り上げ収入で、起債の償還費を除けば黒字経営ということでありました。金子みすゞさんは、26歳の若さでこの世を去り、幻の童謡詩人と語り継がれた、小学生まで知名度がある詩人ではありますが、ただ、説明をしていただいた職員が、坂村真民先生のことをよく知らなかったことが非常に残念でありました。次に、福岡県北九州市の松本清張記念館は小倉城の庭園内に建設された延床面積3,391.69

m²のドーム状の建物で、内部に2階建ての実家が再現されていました。総事業費は約25億円で、内部はバリアフリーで、視察時には車いすでの入館者がいました。運営は教育委員会の直営で8人の職員でされ、職員給を除く年間運営費は7千万円とのことでした。松本清張氏は本年が生誕100年記念の年ということで、各種イベントが開催されていました。1909年生まれ作家として、太宰治、作曲家の小関勇二氏などもおり、真民先生と同じ歳で著名人が多いことに感慨深いものがありました。入館者は年間6万3千人程度で、本年は例年の1.6倍の入館者があるとのことでした。この施設では、入口の年代順の展示方法は素晴らしいものがあり、真民記念館にもぜひ取り入れたいと感じました。次に、福岡県柳川市にある北原白秋記念館（柳川市歴史民俗資料館）は、昭和60年11月に北原白秋生誕百年を記念して、柳川市が建立したもので、敷地は財団法人北原白秋生家保存会が購入し、柳川市と財団の間で業務委託契約を締結、平成18年4月指定管理者制度導入により、財団が管理運営に当たっていました。入口にある生家は人手に渡っていたものを昭和43年に2,900万の寄附金が集まり2千万で購入し、保存復元されたもので、財団法人北原白秋生家保存会に管理運営を委託していました。記念館は3階建てで、延床面積963.318m²、建設事業費2億6千万円、財団が従業員4人で運営し、年間入館者数は8万人程度ということでした。運営費は単年度黒字で、赤字になったことはないということは大変なことであると感じました。現在の悩みとして、記念館の設備も古くなっており、維持管理費がかさむ方向であり、生家の屋根の傷みがひどく、改修の必要があるため市に掛け合っているとのことでした。今回の視察で、木造の建物がやはり趣があり、木造で障害者等にも優しいバリアフリー化したものが真民先生の記念館に合うのではないかと強く感じるものでありました。そして、展示の仕方も重要な要素になると思われまますので、機会があれば、他の記念館の展示方法も研究したいと考えます。また、どの施設も入館者が建設当時より減少傾向にあるとのことであったため、建設後の運営方法をよく検討しておくことが必要であるとともに、情報発信をうまくしないといけないということを痛感するものでした。視察を終え、本町の名誉町民である坂村真民記念館の建設の成功のため、引き続き研究を重ね、本町の活性化につながる施設建設に取り組みたいと再確認する研修でありました。以上で研修報告を終わります。

○議長（西村良彰） これで研修報告を終わります。



日程第6 一般質問

○議長（西村良彰） 日程第6一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。14番、中島博志君。

○14番（中島博志） 14番中島です。議長の許可をいただきましたので、早速ですが、2点ほど質問をさせていただきます。まず、第1点目でありまして、本

町への移住交流促進への取り組みについてお尋ねいたします。県内各種団体・企業・行政機関などの35団体の参画を得て、本県・各市町村への移住交流の促進に向け、総合的な受け入れ態勢の整備や情報の発信など魅力と活力ある地域作りを推進することを目的にえひめ移住交流促進協議会が設立されています。今年度協議会総会に当たり20年度ワーキングチーム事業報告として都市住民が地方で参加するボランティアホリデーを活用した交流促進や、専門知識・技能を持つ県外移住者のUターン・Iターンを受け入れる人材バンク設置に関する検討の結果や、協議会が実施した移住促進に関する行政に期待するモニタリング調査の中、住宅の確保の支援45.5%、就労対策42.6%、補助税制度の拡充36.2%など暮らしや生計に密着した要望が最も多いとされています。観光や産業など今後は各市町が柔軟に対応する中で、他分野との連携を深めていくのが大切であろうかと考えます。砥部町においても、協議会の委員として参画していますが、本町における移住者などの受け入れや取り組みについて町長のご所見をお伺いいたします。

次に、集落支援員制度の積極的な導入についてをお尋ねいたします。総務省が昨年集落支援員制度を新たに導入しました。ご承知のようにこの制度は過疎地域が抱える問題や必要な対策を住民視点で迅速、また的確に把握できる集落支援員を確保することにより、過疎集落の支援策や活性化策など大きな効果が期待できるものと思われまます。財政支援においても、総務省は支援員を雇用する市町村への特別交付税を配分するとし、さらに集落点検に係る費用についても支援の対象となり、集落点検の結果に基づいて住民と支援員が協議して取り組む地域活性化策の必要経費についても財政の支援を検討するとしております。砥部町においてこの集落支援員制度の導入について、町長のご所見をお伺いします。以上2点について質問いたします。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの中島議員さんのご質問にお答えをいたします。まず始めに、えひめ移住交流促進協議会への取組みということでございますが、本町の移住交流に関する取組みと、そしてまた受け入れ実績についてお答えをしたいと思います。ご質問のとおり、本町におきましても、えひめ移住交流促進協議会に参画しておりまして、同協議会が開設しているe（いい）移住ネットというホームページに、町の紹介記事を出しております。ここから、砥部町のホームページの移住交流情報につないでいるわけでございます。ただ、単独で、移住者又は永住者を優遇する措置というのは現在取っておりません。また、実績については、永住者という意味で、町が関わった移住案件は現在2件ございます。もう一点、都市部との交流という観点では、本年度、地域連携システム整備事業に取り組んでおります。この事業は、広田地域の自然や伝統文化、産業を生かした体験型の講座を開いているものであります。都市部の方にどんどん広田へ来ていただこうというものでございます。実際の活動は、来年度からになると思いますが、本年度は、砥部陶街道グリーン・ツーリズム推進協議会というのを立ち上げて、計画を練っているところでございます。

次に、集落支援員制度でございます。この制度は非常にいい制度だと私も思います

が、ひとつは地域に住んでいる皆様方の要望をきちんと把握して、どのような集落にしていきたいのか、地域に住む人たちの実情を尊重して進めていかなければならないというふうに思っております。そういうことで、この件につきましては、地域の人と話し合いをして本当に地域の方が望んでいる方向へ舵を取りたいというふうに思っております。限界集落というのは各地域で起きておりますし、砥部におきましても11箇所今ございます。そういうことで、今後どのように集落を維持していくか、そしてまた地域の活性化を図っていくか、非常に重要な問題だというふうに思いますが、あくまで住民の皆さんあっての地域でございますので、その点の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。以上、中島議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

○議長（西村良彰） 14番、中島博志君。

○14番（中島博志） ご答弁ありがとうございます。まず移住交流促進についてですが、今後団塊世代の大量退職期を迎え、都心生活者の田舎暮らしや2地域居住への関心が高まってくると予測されます。本町においても、地域住民の皆様の理解と協力の下、受け入れ体制を整備することで町長がお考えのように地域作りの活動を活性化するとともに、定住人口や交流人口を拡大させることにより、地域活力の向上が期待できるものと考えます。そこで先ほどのモニタリングの調査を踏まえ、再度住宅確保、また就労対策、補助、税制等拡充について、現在本町における具体的な対応や考えをお聞かせください。また、砥部町公式ホームページにあるように、住まい情報として町営住宅、空家等の情報が掲載されております。その内容と数をお知らせください。

また、集落支援員制度についてですが、私はこの集落支援員制度の積極的な活用により、過疎地域再生の道が開けるのではないかと考えるものであります。集落の状態区分を大きく存続・準限界・限界・消滅集落と4区分し、またその中で現在55歳以上の人口が集落人口の50%を超えており、現在は集落の担い手が確保されているものの、近い将来その確保が難しくなる集落で限界集落の予備軍的存在となっている準限界集落地区の将来に渡る再生存続が急務の課題と考えます。そこで、唐突であります。現在砥部町各地区での55歳以上の人口が集落人口の50%を超えている準限界集落に該当する地区は何地区あるのか、お分かりでしたらお尋ねします。以上について再度質問させていただきます。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいま再質問を頂きました。私はやはりこれから限界集落というのは各地域に増えていくのではないかとという心配をしております。そういう中である意味で言えば働く場所をどこに求めるか。やはり生活する拠点がなければこれの解決はできないのではないかとというふうに思います。そういう中で、まず都会との交流人口を増やす、ということが大切ではないかと思っております。今皆さんもご存知のように南環状線、天山のところに砥部陶街道の看板も出させていただきました。そういう中で、広田地域をどのようにして売っていくか。今南海放送で毎日テレビかラジオで

広田というのを流していただいております。これはまあ、南海放送に町興しと一緒にやらないかというような提案をしまして、やっているわけですが、これからというのはやはりPRをして、そしてまた地域の受け入れ態勢を整えて、そしてこの限界集落の解消を図っていくのが私はベターではないかというふうに思っております。それと住宅状況につきましては、担当の課長の方より答弁をさせていただきますし、55歳以上、そして65歳以上につきましても、データを課長の方で持っておりますので、この点につきましても詳しく答弁をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 中島議員さんのご質問にお答えさせていただいたと思います。砥部町では現在2人の移住を受けておることは先ほども申し上げたとおりでございます。広田地域の方ですね、総津久保団地単身者住宅に1名、それから高市の住宅に1名ということで2名を受け入れておる状況でございます。また、空き部屋につきましては、政策空き部屋もございますので、個別にですね、数字を今現在持っておりません。構わなければ後でご報告させていただいたというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 中島議員さんのご質問の件ですが、まず55歳以上の方が50%を占めている地区でございますが、現在町内で11地区ございます。それと、65歳以上の方が50%を超えている地区が先ほど町長も答弁の中で申しましたが、11地区ございますので、55歳以上、それをプラスしますと22ということになろうかと思っております。それから住宅の確保の件でございますが、町長の答弁の中にもありましたように、永住の方の移住交流、町が関わった件が2件ございます。これにつきましては町営住宅を斡旋して入っていただいております。あとは一般の住宅の方の空家の利用についてはですね、アンケート等をいたしました。が、協力をいただけると言う方が非常に少なかった。ので、今のところ民間の方の空家を斡旋するというような事はいたしておりません。それから、税とか補助、それと就労の確保という件でございますが、これらについては今後の検討ということで、現状ではお答えしたように町の単独とかそういうもので特別永住を希望される方を、新たに永住を希望される方を優遇するというような措置は取っておりません。今後の課題ということになろうと思っております。以上でございます。

○議長（西村良彰） 14番、中島博志君。

○14番（中島博志） ただいまご答弁がありましたように、砥部町各地区の中で55歳以上の割合が50%を超える地区が11地区あるようです。準限界・限界を合わせますと、22地区になるようでございます。集落区分からするとすでにこの11地区は準限界集落と言える状況であります。少子高齢化に伴い、10年先には間違いなく限界集落となる可能性が非常に高いと言えるのではないかと思います。活力ある集落作りを目指すために、住民と住民、また行政との連動を図りながら、集落への巡回・

状況把握、また集落点検など集落の維持活性化を支援する集落支援員制度の導入が過疎高齢化を迎えるこれからの地域再生への対策予防地点に立った上で、重要で必要な制度かと考えます。

また、移住促進についてですが、特に中山間地域においては過疎化の中荒廃した家屋や荒れ放題の休耕地がより多く点在する状況を見受けます。全町的な空家調査を実施する中で、空家情報バンクを整備し、積極的に移住ネットなど移住交流促進協議会の運営事業と連動、また積極的に活用する中、砥部町独自の推進を進めてほしいと願います。答弁はいいりません。いずれにしても、この2つの事業、地域再生・地域活性化に向け、なお積極的に取り組んでいかれることを再度期待、お願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（西村良彰） 中島博志君の質問を終わります。13番、中村茂君。

○13番（中村茂） 13番中村茂でございます。私は電子黒板の導入について質問をいたします。第45回衆議院選挙が平成21年8月30日に投開票されました。その結果、民主党が308議席を獲得し、政権が交代しました。民主党を中心とした連立内閣がスタートいたしました。鳩山政権では無駄な公共事業見直しを掲げて計画を中止ないし縮小をされています。そのスタートとして八ツ場ダムが中止されることは、大変大きな波紋を広げている事は皆様方ご承知のとおりであります。また、2009年度補正予算の見直しが発表され各自治体に衝撃が広がっています。特に地域医療再生臨時特例交付金や公立小中学校への電子黒板導入費用などの減額が明らかになり、同交付金を使って地域医療体制の見直しを計画している県や、電子黒板を製造する県内メーカーからは不安と戸惑いの声が上がっております。文部科学省はコンピューターと連動して音声なども出る電子黒板の公立小中学校への導入に補助金を出すとしていましたが、見直しの結果、今年度6月に行われた第1次募集を除いて、補助金支出は打ち切られる見通しとなっております。砥部町においてもこの補助金を利用して町内各小学校に1台、中学校に1台予定していますが、これを中止するかどうかについてお伺いをいたします。現在急速にICT化が進展する中で我が国が国際競争を保ち続けていくためには、子供たちが学校においてICTに触れ、情報活用能力を向上させる環境整備を進めることが極めて重要であります。また、学校における教育の情報化は、各教科等において効果的にICTを活用したわかる授業を実現することにより、確かな学力を育成するとともに、教員の校務負担を軽減し、子供たちと向き合う時間の確保につながるなど教育の充実に役立てる事ができることと思います。ちなみに、ICTという言葉は、情報・通信技術の省略でございます、よくITという言葉が使われておりますが、大体同じような意味でございます。電子黒板は直接画面に書き込みができることから子供たちの集中力が向上するとともに、子供たち自ら操作することにより興味・関心が格段に高まるなど、子供たちの理解を深めるために効果があり、わかる授業の実現が期待できます。また、教師は電子黒板をパソコン等と接続することにより様々な資料が簡単に活用できるようになり、校務の負担が軽減されます。教育先進国である欧米・韓国では1教室1台が普及しています。愛媛県内においても

椿小学校や東温市の川上小学校等すでに導入されており、授業に活用されて成果をあげております。50インチ以上の大型画面で電子黒板とプロジェクターと地デジ機能が一体となっており、教科書と同じソフトを使うことで、授業も進めやすく画面にタッチすると本をめくるようにページが変わり、専用のペンを使うと画面に図形なども描けます。子供たちは、大きな画面を見ながら意欲的な授業が展開されております。英語の勉強をしながらでも、社会科や理科の分野まで子供たちの興味がどんどん広がっていくそうでもあります。先生も授業の準備にかかる時間の短縮ができるので、とても助かっているとのこと。砥部町も補助金交付されない場合でも町単独事業を実施すべきだと提案いたします。厳しい経済状況が続く中だからこそ、未来の大切な財産となる子供たちへの投資を絶対にためらうべきでないと考えますが、町長並びに教育長のご所見をお伺いいたします。ちなみに、私が訪問いたしました電子黒板の会社のポスターを借りてきましたのでご紹介いたします。このようなポスター、ちょっと小さいから見えにくいかわからんですが、左が固定黒板です。右が移動式黒板。このようにわかりやすい黒板で大変私も意欲を持って勉強しておることをご紹介しておきたいと思っております。以上で私の質問を終わります。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの中村茂議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思っております。町長並びに教育長の所見を、ということでございますので、私が代表して、お答えさせていただきます。電子黒板の導入についてでございますが、今議員さんが述べられたように、非常にいいところもたくさんございます。この導入につきましても私どもは学校の現場と打ち合わせをして何とか1台でも入れようというような方向で進めておりました。なんと言いましても、割に現場というのは保守的でありまして、当初はまだちょっと早いんではないかとか、効果についてどうかなというのが現場の声でございました。しかし、新しいものにも取り組まなければ遅れてしまうということもございまして、この電子黒板の導入を決めたわけでございますが、新しい補助金の中にこれが含まれないということで、私どもも再検討をさせていただきました。そして、今我々がこの電子黒板をやるのがいいのか、それとももう一つはやはり児童生徒の安全確保のための耐震化事業を進めるのがいいかということの二者択一を検討させていただきました。そういう中で、今回はとりあえず児童の安全ということが一番にやりたいと、そして近隣の市町村に今ご紹介いただきましたように、入れているところもあるようでございますので、これについて検証をさせていただいて、また導入について前向きに検討していきたいというふうに考えております。確かにいいものはいいんですが、やはり全部というのは今経済状況から言いましても難しいということでご理解をいただきたいと思っております。以上で中村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 13番、中村茂君。

○13番（中村茂） ちょっと今の町長の答弁では導入は難しいというお話で、残念でたまりません。確かに、予算が下りないということは大変先が見えないことであり

ますけれども、まずですね、取り入れることが大切だと私は訴えたいと思います。それで、今の政府が出している1台当たりの金額、そして町がいくら補助を出すか、それについて教えていただきたいと思います。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の件につきましては、私よりも教育長が非常に詳しく調べておりますので、教育長の方より答弁をさせていただきます。

○議長（西村良彰） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 中村議員さんには未来を担う子供たちの教育環境の整備にご熱意いただきまして大変ありがとうございます。先ほど町長の答弁にございましたように、今回の電子黒板、予算を補正をお願いをいたしておったわけですが、これにつきましては中村議員さん、さきほどご質問の中にもございましたように、文科省の方で全国の小中学校に1台ずつ配置するという補助基準を設けてやっております。その単価が70万だったと思います。1台70万で全国の小中学校の数、ということで、やっておったということでございます。そして、砥部町といたしまして、こういった形のものがいいかというふうなことで、いろいろ検討させていただきました。先ほどパンフレットにもございましたように、ボード型であるとか、あるいはテレビと一体型であるとか、いったようなものもございます。大きさもいろいろあったわけですが、それらをいろいろ勘案いたしまして、砥部町として予定しておりましたのは65型ディスプレイで一体型のもので130万余り、附属部品も入れまして130万余りのものを小中学校にそれぞれ1台ずつ7台、合計で918万円余りの予算をお願いをいたしておりました。ところが先ほど町長の答弁にもございましたように、国庫補助がまず打ち切りということになりました。その財源のうち、国庫補助が524万ございました。その残りの金額の内、この制度の残りの内、交付金で充当するのは221万。町の一般財源にすると172万円余りといったことで、これだけの電子黒板が整備できるという予定であったわけですが、そのほとんどが執行停止になったというふうなことでございまして、これをすべて町の一般財源でまかなうということは現在の財政事情からみますとかなり厳しいというようなこと等もございまして、明日以降にまた提案させていただきます補正予算の中で、減額をさせていただく措置を取らせていただいております。今後の状況につきましては先ほど町長の答弁にございましたように、近隣市町の状況とか、あるいは教員の現場の声なども参考にしながら、できるだけ早急に配備ができるように努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西村良彰） 13番、中村茂君。

○13番（中村茂） 私は工場の方にちょっと視察にまいりました。先ほど言いましたように1台が70万円で、移動式の電子黒板が提供できるわけです。138万といったら大変なすごい付属品がついているんじゃないかと思います。固定式で50万。そのようなお金で済むわけでございますので、まず全体で、全校で駄目であるというのなら、予算もいろいろあると思います、しかしながら、まず学校1校を決めていた

だきましてですね、まず導入してみる事が大事じゃないかと思えます。そうすることによってまた教育自体、学校のクラス自体、子供自体が大きく変わるのが間違いないと思うんです。ものすごく関心を持ってですね、いろんなことにチャレンジできます。英語の発音でも立派です。また、社会でも地図等も立派に自分の力で全部描ける、そういう立派な黒板でございます。まず1校選んでですね、50万、70万の投資でございますので、確かに耐震も必要であると思うけれども、まずやってみてですね、大きく変わるのは間違いないと。今までの実証からそういうこと言います。関心のなかった子供が希望を持ってですね、そういう事業に喜びを持って参加できるそういう今までの実績があるわけですから。1台だけでいいですからね。まず来年度の予算でやっていただきたいことを提案して私の質問を終わります。以上です。

○議長（西村良彰） 中村茂君の質問を終わります。ここで暫く休憩します。再開は10時55分の予定です。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~

○議長（西村良彰） 再開します。5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 5番、西岡です。2点町長に質問をいたします。まず1点は町営墓地の建設について。新しく砥部に移り住んで来られた方から、町営の墓地はないのかとよく聞かれます。町営墓地について真剣に取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。周辺の山や畑は荒れた所が多くなり、猪や害虫の被害もよく耳にします。耕作放棄地の有効利用も含めて、町営墓地について町長のご所見をお伺いいたします。

続いて2点目の質問です。障子山に展望台を。障子山の山頂に展望台を整備してはと考えます。砥部町を一望できる素晴らしい山を観光スポットにしてはどうでしょうか。頂上周辺の1ヘクタール程度の土地を寄附または安い価格で譲ってもらい、イチヨウ、楓、桜などの落葉広葉樹を植林して整備してはどうでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの西岡議員さんのご質問にお答えします。簡潔に言っただきましてありがとうございます。わかりやすかったです、はい。耕作放棄地の有効利用とお墓とはちょっと結びつかないような気もいたしますが、町営墓地の建設についてというご質問をいただきました。墓地の経営につきましては、設置場所の選定や管理運営など、特に将来にわたる墓地需要の把握が重要であるというふうに考えております。今後の墓地に対する住民の皆さんのニーズをきちっと把握することが大事だと思っておりますので、経営主体は町が良いのか、または宗教法人、または

公益法人、これをどこでやるか、こういうことも含めて十分検討してまいりたいと思います。そういうことで、この墓地についてはこれから必要なものであるという認識は十分持っておりますので、調査を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、障子山山頂に展望台ということでございますが、もう西岡議員さんもすでにご存知と思いますが、障子山の山頂付近は樹齢50年程度の杉が植えられております。従いまして、周囲の景色を見渡すことはできません。そういうことでそのものを伐採してということでございますが、この区域は皿ヶ峰連峰県立自然公園第2種特別区域というものに指定をされております。工作物の設置については13m以下という基準が定められております。その他にもいろいろな規制がかかっております。我々が子供の頃には障子山への登山というのは学校の遠足でございました。そういうことで、懐かしい気持ちと障子山へ登ってみたいなという気持ちはございますが、いろんな規制がかかっておりますので、現状で展望台を建てて周りを見渡せるようにするというについては、非常に難しいというふうにお答えをさせていただきます。以上で、西岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 今町長さんから答弁をいただいたんでございますが、まず第1点の墓地について、調査をするとおっしゃったんですけど、これは具体的にどのようなことを考えておられるのかちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

続いて障子山のは、いろいろ規制もあって難しいと言われておりますけれども、やはり森林の整備は、森林には3つの目的があると思うんですが、木材、それと最近では水源涵養と炭酸ガスの吸収、そういう3点を考えたときに、一般の民間の人ではどれも採算に合いません。そういうところはやはり公の機関、公共団体がやっぱり主になってやっていったらと考えます。というのが、やはり下から見たら緑になって本当に樹が植わって素晴らしいように見えますけれども、針葉樹の杉とかそういう林は一步入ったら本当に地肌が剥き出しになって、保水力もない、やはり炭酸ガスの吸収もあまりしないと聞いております。やはりそこら辺は整備をして広葉樹を植えて日が下まで入ってちゃんと保水力のある、そしてまた炭酸浄化作用がしっかりできる広葉樹を植えていく、そういうのをやはり山の頂点、水の原点から開発と言うか、そういうことをしていく姿勢をやはり町としてしてはどうだろうか、そこら辺切ったら展望台も開ける、そういう観点からの考えはどうでしょう。そこら辺、ご答弁をお願いします。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） 調査について具体的にということでございますが、これからこの問題については考えていかなければならないと思っております。まずやはりなんと言いましても広田地区、そして砥部小校区、宮内小校区、麻生小校区ということがございます。そういう中でやはり地域に墓地というのはそれぞれ必要ではないかと思っておりますので、それぞれの地域を明記してそして皆さんにアンケート方式でやりたいなというような考え方を持っておりますが、これから詰めをしてやっていきたいというふうに考えております。

それから、障子山の展望台。確かに山というのは木材、そして水源涵養、CO<sub>2</sub>の削減、これが大事だと思いますが、私はもうひとつ前に考えんといかんのは法的な縛りだというふうに考えておりますので、法的な縛り、これがきちっと解決できて次の段階へ進めるというふうに考えております。

○議長（西村良彰） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） アンケートをといてちょっと前向きな回答をいただきましてありがとうございます。それと、障子山のは法的な規制をといてということで、またそこら辺も研究をしていただいて、ぜひ山の頂上からそういう立派な森を作っていくということをや前向きにこれも考えていただきたいなと思います。もう答弁ありません。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村良彰） 以上で、西岡利昌君の質問を終わります。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 1番、佐々木隆雄でございます。今日はこの会の前に先輩の三谷議員さんが総務大臣感謝状並びに先ほど直接西村議長の方からも手渡されておりましたけれども、町村議会議長会の会長表彰をお受けになりまして、この私一年生議員にとってはとても想像できない35年という長きに渡って奮闘されてこられました三谷議員さんに、改めてお祝いの気持ちを述べさせていただきたいと思っております。おめでとうございます。なお、私はこの議会議員の選挙に立候補するにあたって、町民の皆さんの声をしっかり聞いて議会に届けますよというようなことを常に選挙運動の中でも訴えてまいりました。そのおかげで、この場に上げていただいたわけなんですけれども、やはり選挙の時に皆さんにお約束したことを、この議場でもしっかりとお伝えしないとイケないというふうなことで、この最近の様々な住民の皆さんの声を元に、今日は3点にわたって質問をいたします。まず1点目は、公共下水道事業の今後の方向性について、どうなんだろうと、いうふうなことについてであります。8月のお盆明けからほぼ1カ月間にわたって麻生校区の認可区域内住民対象に、受益者負担金に関する説明会が実施されました。副町長並びに関係課の職員さん、ほとんど毎日のように夜遅くまで本当にご苦労様でございました。また、この全部で15回あったんですが、15回の開催にあたって、それぞれの区長さんも大変努力もされたことと思っております。そういう中でですね、約1,900世帯対象になるそうなんです、町の報告では681世帯の方が参加されたと、いうふうにお聞きしております。36%になります。36%という数字が非常に高いというふうに思われますが、片方ではこれはまた全世帯に関わることなものですから、少し厳しい言い方をすると、まだ約3分の2の世帯には説明がいていないよというふうなことも言えるんじゃないかというふうにも考えられます。そういうふうなことで、一つはですね、その残りの60数%のところ、それから合わせて、これも説明会の中でも出されたんですが、いわゆる町入りをしていない、組入りをしていないという世帯も結構あると、そういうところの皆さんへの説明はどうするのかと、いうふうなことを考えていく必要があるんじゃないかというふうなことがあります。そういうことで、そういう説明がまだまだ行き届いていないところ、これをどうするのかというのが最初の質問でございます。それから関連

しまして、この説明会の中でここにも少し書いておりますが、受益者負担金以外の接続費用も含めて高いなというふうな声が結構たくさん出されました。ある所では、もう夫婦で10万円の年金しかないのに、どうやって支払ったらいんですかというふうな質問なんかも出されておりました。町の方からはそういう方たちには、長期にわたっての分割なんかもありますからというふうな回答もしてはいただいているんですけども、なかなかやっぱり今のような状況の中で、そうは言ってもたくさんお金がかかるというふうなことで、人によっては繋がらないよというような話も出ているけれども、うちも繋がなくてもいいんじゃないか、というようなそんな声なんかもあったようです。そんなことで、この事業をやっている以上はなかなかもうこれ止めましょうというふうなことも難しい分もあるかと思えます。多くの人々の理解や協力を得ながら第1期の工事は少なくてもしっかりとスムーズにいくように取り組んで行くべきことではないかというふうには私は考えております。ところが、すでに皆さんもご承知の通り事業仕分け等々やっていく中で、この公共下水道の工事の、国が管轄するところがどうも地方の方に入ってきてさうだと、いうような今雰囲気がございます。そうなってくると当初50%は国の交付金を受けながら進めていくというふうな事業になってますんで、これ一体どうなるんだろうというふうに心配をされている方も多数おいでます。そういうふうなことで、これからの方向性について町長がどうお考えなっているのか、これを第1点目お聞きしたいと思えます。

それから2点目は、元伊予鉄のバスの運転手さんをしてた方からお話がありまして、中央公民館や文化会館、また庁舎に用事があるんだけど、自分はバスしか利用できない。ところがなかなかバスのいい便がないんでもうちょっと何とかならないんだろうかと、いうふうなそういうお話しでした。私もインターネット等々で調べてみましたが、中央公民館に留まるバスが、森松の方からこちらの方に来る便でしたら、例えば8時37分、12時42分、16時12分、3便ございます。で、その便を使って今度帰りをと思いましたら、帰りは14時11分、もしくは冬場にちょっと時間が1時間ずれてくるようなんですが、17時46分、もしくは18時41分。このすぐ近くでというのはそれぐらいしか便がない。確かにこれは不便だと思います。それから、あと砥部の向南台だとか、もしくは幸田、あちらの方のバス停を通るバスについてはほとんどの時間帯で9時以降17時ぐらいまで大体2便ずつずっと上下便ともあるようです。そういうことで、伊予鉄のバスの路線を少しこちらの公民館経由になるようなことを検討いただけないか。関連して、JRバスも走ってましたので、これも調べてみました。JRバスは1日8本ぐらい走っております。近くにバス停がないと私書いておりましたが、砥部中学校前というのがありまして、近いといえは近いんですが、ただ利用する方の便を考えれば、やはり中央公民館なりにバス停がすでにありますので、ああいう所を活用できればいいんじゃないかなというふうなことで、JRバスにもバス停の設置を町の方からしてはどうだろうか、というふうなことが、それに対する町長のご所見をお伺いしたいのが2点目でございます。

それから3点目は、これは旧原町母子センター跡地の隣接地の今町が保有している

空地の件なんですけども、確か500万円を予算化して今年度憩いの広場（仮称）なんですけど、整備事業というようなことで、予算化されて出されておりましたが、この中身がなかなかはっきりしておりません。地域住民の声を集めたり、また逆に町の方から何らかの説明をしているのかどうか、その辺について進捗状況をお伺いしたい。以上3つでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。まず始めに、公共下水道事業の今後の方向性、そしてまた説明会へ出席できなかった方への対策ということでご質問いただいたかと思えます。毎回佐々木議員さんにはこの説明会にもご参加いただきまして、ありがとうございます。やはり議員の皆さんが関心を持っていただくということが、また住民の皆様への加入促進につながるというふうに思っております。本当にありがたいことだというふうに思っております。まずは36%の人数、これが多いか少ないか、確かに言われましたように少ないと言えば少ないし、放送ひとつ区長さんの合図ひとつでこれだけ集まっていた、多いと言えば多いかもしれません。しかし、我々は皆さん全員に説明する責任があるというふうに考えております。そういうことで、説明会に欠席された方への対策としましては、本事業の実施にあたりまして、工区ごとに家屋や土地所有者を町職員が戸別に全部訪問するようになっております。そして、受益者負担金や下水道使用料を含めた事業の内容を説明して、そしてまた公共マスの設置をお願いしてまいりますので、認可区域の方に対しましては、もれなく説明できるというふうに考えております。また、今回説明した内容につきましては、町のホームページにも掲載させていただきました。また、先般配りました12月の広報と一緒に配布をさせていただきました。完全とは言えないかと思えますけど、ほぼこれで皆さんにお伝えできたのではないかと考えております。次に、下水道事業の今後のことでございますが、やはり国の方針というのがまだはっきりしてないということでございます。先般の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、国から地方自治体に財源と権限を委譲すべきというようなことになりましたが、これは刷新会議での意見集約でありまして、これを今後政権政府がどのように判断するかということだと思えます。我々はまな板の上の鯉ではありませんが、その方針を待ってやるということと、もうひとつは従来の計画どおりやるように陳情ないしお願いをしていくということが重要だと考えております。いずれにいたしましても佐々木議員さんもお理解いただいたようにスタートした事業でございますし、これを完全にやり遂げるのが私の使命であるというふうに考えておりますので、今後ともご協力をお願いしたいと思えます。

次に、路線バスの件でございますが、最近マイカーが非常に増えてまいりました。どこの定期路線についても赤字の状況であるというような話を聞いております。今松山から砥部経由・広田経由で小田へ行く線についても、今云々と言われております。これがどうなるか、我々は一日でも長く運行してもらいたいというような話をしておりますが、今後先方の伊予鉄バスの方からいろいろお話があるのではないかとこのうふ

うに思っております。そういう中で、今の庁舎または公民館へのバス停の件でございますが、今既存のバス路線が伊予鉄道にとってはベストの路線であると考えておられるのではないかというふうに思います。私も住宅の具合とか見てみますと、やはり原町の旧道を通って、そして宮内の方へ入るのがやっぱりお客さんは一番多いんじゃないかなというふうに思います。そういうことで、私どもが願うのは限界があるんじゃないかなというふうに考えております。そこで私は中学校西とそれと幸田の合い中に丁度カーブにはなっておりますが、この辺りにひとつ伊予鉄道については停留所をお願いして真っ直ぐ役場まで来られるような形をお願いしてはいかがかなということ。それともう一つは、現在路線がありますJR四国バス、これについて中央公民館ないし役場前へのバス停への設置を陳情したいというふうに考えております。

それから、3点目の憩いの広場でございますが、これは当初は原町地区の公民館ということで、建設が予定されておりました。私がちょうど7年前に町長になった時にこの事業はこれから箱物行政になって、ふさわしくないということで凍結をさせていただきました。その後、地域の方にもいろいろ要望を聞いてまいりましたが、公民館を建設するとか、そういう箱物については、要望は上がってきませんでした。今地元の方に投げかけているのはこの広場を災害時の一時避難場所として、そしてまた小公園として利用されてはいかがかということで、ご要望をお聞きいたしております。地元と今後も協議をしながら地元の意向を尊重して、そして、皆さんが使いやすいものにしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上で佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 町長の方からも紹介いただきました、私、15箇所の内行ける所全部行こうということで、合計9箇所行ってまいりました。本当にたくさんの方の声が聞けました。さきほども言いましたようにですね、例えば上野団地の皆さん方でしたら既に入る時点で負担金を払って繋いでいるのに、またいるんですかっていうようなお話があったりとか、あそこは入るときに50年は大丈夫ですと言われたけど、もうパイプがぼろぼろになってるじゃないですかとか、そんな話が出たりとかですね、非常に今のそれぞれの皆さんの生活実態を踏まえながら、やっぱりどうしてもお金のかかることですから、極力自分の持ち出しを少なくしたいと。だからと言って町のところで全部負担せよと言うのも、町の財源にも限りがありますから、これはこれでそっくりと「じゃあ町の方でもっと負担しましょう」ということにはやっぱりならないと思うんですね。そんな中で、どちらもなんとかこれならやっていけるとい、例えば公共マスの設置費用がもう少し安くないのかとか、5年間の分割をもう少し長くするだとか、その辺も含めて、これは条例で最終的には決めるということになってますが、条例設定までいくつかのパターンを踏まえて、それぞれがなんとか繋いで活用できるようにというふうな方向性を模索をすることが必要じゃないかなというふうに思いますので、これはそうするように少し内部でも検討を進めていただければいい、というふうに思います。

それから、公共バスについては、伊予鉄さんの都合等々も含めて、というふうなお話しでしたが、町長が間に1箇所設置で陳情をしたいというふうなことですし、JRバスにも同じように陳情もしていこうというような前向きな回答を頂きましたので、これはぜひ実現に向けてご足労願ったらというふうに思います。

憩いの広場については一度私も確かに原町に住んでおりましたから、公民館の建設の話があったのは記憶にありましたが、その後頓挫したというふうなことまでは聞いておりましたし、今の町長のお話も少しは聞いてたんですけど、肝心の地域の住民の方が原町を中心にしましてあまり知られてないんですね。これは原町区の問題かもしれませんが、もう少し行政として町有地なんですから、もっと町民に広く知らせるような、そういう努力が必要ではないかと思っておりますので、今後はそのような心掛けでぜひ対応をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。下水道事業については私が前々から申し上げておりますように、やはり受益者負担、これをお願いしなければならないと、一般財源をできるだけ持ち出さないでやっていきたいと公共の事業としての部分だけに抑えたいということで、特別会計で私はきちっと明示をして下水道はやっていきたいという考え方を持っております。その中で先ほど佐々木議員さんからご理解のあるご発言をいただきましたが、町として負担できる金額、これも限度があったり、どこまで許容範囲があるかということになると思います。今後今おっしゃられましたように受益者負担金の割引とか、そしてまた分割払いとか、排水設備の工事資金の融資・斡旋、そしてまた利子補給などこういうことを設けて、町民の皆様全員ぜひ加入していただけるような下水道事業を推進していきたいというふうに考えておりますので、また議員の皆様にはご協力いただきたいというふうに思います。

そして、憩いの広場の件につきましては、先ほど申し上げましたように私が町長にならせていただいた時に、最初に下地区と言いますか、麻生校区の各区長さんにご意見を伺わせていただきましたが、半々ぐらいな形でご理解をいただいた、特別な要望はなくて、もうそれだったら中央公民館へ行った方が便利だと、特に川西地区の方にはそういうご意見が多かったような気がいたしております。今後せつかくの町の大事な土地でございますし、そしてまた、今までにこれを取得するのも大変苦勞をしておる土地でございますので、やはりいつまでも寝かしておくのはよい方法ではありませんので、できるだけ早く皆さん方と相談をして、何らかの結論を出したいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上で佐々木議員さんに対する答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 下水道事業のところはですね、町長が、私が理解あるお話しをというふうには言っていたいたんですが、やはり私は基本的には住民から選ばれて代表として来ておるわけですから、やはり住民の立場で考えることがまず重要だと



いうふうに思います。そういう意味で、さっきも言いましたけれども、町も一つの組織でありますし、その組織を運営するために当然必要なものがあります。それを理解した上でですね、町長も言われた受益者負担というのが非常に言葉としても重たく、今のこの経済状況の悪化、ましてデフレで今物が有り余ってる、でも売れないというようなそんな状況がこれからまだしばらく続くだろうと思いますし、そういうことの中でですね、なにかこう住民が元気が出ないようなことにならないようにしていかないといけないと、いうふうなことで、逆にこういう事業をですね、全体で成功させて砥部町元気やなというふうにしていきたいなど、そういうふうに思っておるわけでございます。ですから、本当に重ねて言いますが、もっと町として努力すべきことはないのかどうか、あの事業仕分けじゃないですけども、しっかりと見極めを作ることも大事じゃないかなと。そういう片方で、町民のところでもですね、やはり、これはまあ多くの家庭が繋がなければ本当になにをしたかわからないよというふうになってしまいますので、やはり多くの皆さんの理解を得ながら、接続が出来るように、活用できるように、していくというふうなことだと思いますので、そのへん、強調させていただいて、私の質問を終わります。

○議長（西村良彰） 佐々木隆雄君の質問を終わります。6番、山口元之君。

○6番（山口元之） 6番、山口です。私は図書館の指定管理移行に伴う運営のあり方について質問させていただきます。平成22年4月1日から図書館の運営を指定管理に移行します。それに伴い、本町の図書館条例規則が改正され、22年4月1日から施行予定です。そこで、4つに分けて質問させていただきます。まず、最初に担当が教育委員会ということで教育長にお伺いします。町長さんも大変知識の広い方であると思いますけど、いい意見があればぜひ併せてお伺いしたいと思います。まず1番目に詳細な収集・除籍基準を作って規則に加えては、からお尋ねします。文化会館、図書館の指定管理の導入に際して、管理期間5年、委託料3億865万円で検討中です。年間6,173万円、図書館費が2,493万円位と予想されます。その中で書籍の購入費が年間700万円以上購入せよと仕様書にあります。今の図書館は平成20年度の収支の中で新聞・雑誌・DVD・CD、図書購入費で約1千万弱使われており、有意義で利用者に喜ばれる本の選択がある程度はできていたと思います。指定管理移行の中、そして以前と比べて少ない予算の中で、図書館として今までの実績を残しながら町民のニーズにあった図書館の収集を管理者にさせていただくためにも、図書館として今後どういった考えでどのような本を収集していくか、町としてその方向性を示し、そして収集・除籍の見解を統一する事が重要かつ必要ではないでしょうか。収集に関しては、他の図書館とほぼ同等の基準があると聞いています。が、除籍に関しては大雑把な基準しかないと聞きます。詳細な基準で選書をして、除籍基準が大雑把では安易な考えで容易に捨てることができ、選書に対しての責任の重さも薄くなるのではないのでしょうか。詳細な基準を作ることで、5年後指定管理者が変わった場合でも今後永続的に同じ認識の元、バランスの取れた蔵書を構成していけると思います。そうすることによって、町が今後も町民の知的要求に応えるための施設として、

図書館をどう位置づけて管理していくかという姿勢や表明にもつながると思います。従来以上の詳細な収集・除籍の基準を作り、規則の中に加えてはいかがでしょうか。教育長にお伺いします。2点目。利用者カードの有効期間は発効日から5年とする、と規則が改正されました。町外利用者の管理や住居移転など追跡調査が難しい町外住民には期限を付ける必要があると思います。図書館は町民のニーズにいつ何時でも答えられるように窓口を開いておくべきで、町民に対し利用者カードの期限を付ける必要が何のためにあるのでしょうか。教育長のご所見をお伺いします。3点目。図書館の貸し出しは1人10冊15日が、規則の改正で1人5点2週間に変えるのはなぜでしょうか。指定管理者に任せるからと、その貸し出しを制限するのはサービスの低下につながるのではないのでしょうか。サービスの幅を広げるのが民間委託の目的で、その意にも反します。文科省が3年に1度行なっている調査では、小学生の貸し出し冊数が35.9冊と過去最高で、図書館数は20年前より1.6倍増えています。現在県内外でも貸出冊数は増やす傾向にあり、利用冊数の増加は利用者への直接サービスにつながるとしています。今回の改正は流れに逆行し、門戸を狭めるようになるのではないのでしょうか。これは利用者の平均値で判断した貸出冊数でしょうか。このような場合は、利用者年齢層から見る貸出冊数を判断基準にして冊数を決めるべきではないのでしょうか。指定管理移行の中、図書館の方向性は示していますが、児童生徒の教育の面から見た方向性もお聞かせください。それと、なぜ5点か、合わせて教育長のご所見をお願いします。4つ目。図書館法第14条に公立図書館に図書館協議会を置くことができるとあります。内容は図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に意見を述べる機関とする。とあります。15条で図書館協議会の委員は教育委員会が任命する。16条で図書館協議会の設置、委員の定数、任期、その他必要な事項については当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないとあります。町の図書館条例第5条、図書館協議会を設置するとあります。平成21年6月の図書館協議会報には、指定管理導入とともに、図書館協議会も廃止し、そして指定管理者募集の仕様書の中には、図書館の運営に利用者や有識者の意見を反映させるための機関を設置して運営してくださいとあります。運営を管理者に任せることは民間のノウハウを生かした新しいサービスや事業の展開があると思ひ、大変よいことだとは思ひます。町の図書館条例第5条は現在もあります。町として図書館協議会を存続し、委員の報酬も町が支払い、図書館が町の目指す方向できちんと運営されているかを見守るためにも、町の諮問機関として存続してはいかがでしょうか。決して強制されたものではないですが、教育長のご所見をお伺いします。以上4点よろしくお願ひします。

○議長（西村良彰） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 山口議員さんのご質問にお答えをいたします。図書館の指定管理者制度への移行に伴います図書館条例施行規則の改正についてのご質問でございますが、まず1点目の図書の収集と除籍の基準ということでございます。図書館資料の収集、除籍、これにつきましては、図書館運営の根幹をなす業務ということで認識

をしております。今回の指定管理者制度への移行に際しましても、従来通りの収集・除籍の基準に加えて、更なる利用者へのサービスの向上につながるような形の除籍基準の見直し作業を現在やっておるところでございます。次に2番目の利用者カードの期限の件でございますが、これにつきましてはご指摘の通り現在利用者カードに有効期限を設けてございません。そして、利用者カードを作っただけで、長い間利用していただけない方がかなりございます。そこで、有効な登録者数の把握、それから住所等の内容を確認させていただいて、適切に利用者の方の情報を管理するというふうなことで設定をさせていただきました。そして3番目の貸出冊数の変更の関係でございますが、現在の1人10冊15日、これを1人5冊2週間に変えるということでございますが、これはサービスの低下につながるのではないかとご指摘がございましたけれども、特に新着図書等につきましてはできるだけ多くの方に短期間にぐるぐるまわしていただくというふうなことで、サービスが逆に向上できるんじゃないかというふうな観点、それと近隣図書館等の貸し出し状況等も参考にさせていただきまして、1人5冊の2週間という形を取らせていただきたいと思いますということでございます。そして児童生徒への対応の問題等もご指摘の中にごございましたけれども、個人の利用以外にも団体利用という形の制度を取っております。各学校等については学校と図書館とは常に連携を取りながら学校へも図書館の本をまとめて配送もしております。そういった形で児童生徒への対応というのは個人利用とは別個にまた対応しておることにもご理解をいただけたらと思います。4番目の図書館協議会の設置の件でございますが、現在やっております図書館協議会、これと同様に指定管理者においても住民の意見を図書館運営に反映させるために同様の機関の設置をしていただきたいと思いますというふうなことで、指定管理者募集の際の条件にさせていただいております。町が直接運営する図書館協議会というふうなことで設置をいたしますと、2重になるというふうなことがございます。そういったことで、これは図書館の指定管理者の方に任せて、それ以外のまたいろんなご意見をいただく場というのは、また別個にもてるだろうというふうに思っております。また運営の中で指定管理者の方におきましても、幅広いアンケートを実施したいというふうなことも提案の中にごございましたので、そこらあたりで町民の皆様いろんなご意見をいただいた運営ができていくものであろうというふうに思っております。以上で、山口議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいま山口議員さんから知識が広いとお褒めの言葉をいただきましたが、私は額が広うございまして、あとはあんまり大したことございません。全般的なことについてちょっとお話をさせていただけたらと思います。まず文化会館の運営を指定管理にさせていただきました。そして文化会館は皆さんご存知の通り、従来役場で運営しているよりも私はサービス面、その他においてもよくなったんじゃないかというふうに思います。そういうことで、同じ建物の中に図書館もございまして、一体の運営管理をする事が私はいいいんじゃないかなというふうに思って今回こ

のような方法を取らせていただきました。今まで砥部町の図書館は愛媛県一だと、久万あたりからも度々見に来られているいろんなこと教えてくれというようなことも言われました。本当に利用者数も多いし、そして職員の対応もいいと、いうことで、お褒めの言葉をいただいてまいりました。そういうところをなぜするのかということもひとつはございましたが、やはり民間によってまた新しいサービスもできるんじゃないかなど、いうようなことで今回そのようにさせていただきました。教育長から答弁をさせていただきますように、これからの運営についてはやはり協議会に代わるものをきちっと作って、そして砥部町民の皆様、また近隣の市町の皆さんに愛される図書館にしていきたいと、その指導は我々に責任があるというふうに考えておりますので、今後ともご指導いただきますようお願いいたしまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 6番、山口元之君。

○6番（山口元之） 町長さんに締められてあとと言うことがなくなりそうなんですけど、一応作ってますので、もう一つだけ、2、3点お伺いしたらと思います。私がなぜ除籍の基準をちゃんとすべきだと言ったのかというのはですね、今の除籍の基準では判断する人の見解で大きく変わる可能性があると言われていています。やっぱり税金で買った町の財産ですから、職員が替わっても、誰が見ても、同じ見解で除籍するようになるべきではないかと、それが言いたかったわけでございます。そしてですね、この基準を作ることがですね、図書館の目指すところとか、そういう指針を示すことにもなり、指定管理に移行して経費の削減を図りながらも、町の文化の振興の拠点としている姿もやっぱり出てくるんじゃないかなろうかと、そういうふうに思ってぜひこれはきちっとしたもんを作っていたきたいとそういうふうに思っております。そして期限の件はそれでもう別に差し支えはないと思いますが、貸出冊数の件ですけど、今教育長さんが言われた子供の本は学校でやっている、というふうに言われましたけど、図書館は図書館としてやっていっておると思うんですよ。今の図書館は平成20年度人口規模別貸出冊数が全国で3位。予約件数が9位の実績を誇っております。そして児童サービスでは県内でも定評があり、子供の読書で文部科学大臣賞も受賞している図書館です。これは職員の努力の賜物でございますが、ここまで実績を上げてきたと思います。そしてですね、利用者年齢層から見る貸し出し冊数が、平均で1人5点と決めた場合には、一番不便を感じるのは主婦層と児童子供です。生徒です。1人5点以内ではですね、1人5点以内、そのうち雑誌・視聴覚資料はそれぞれ1点を上限とする、とありますね。子供の本、今のはですね、小学生の読書量は年々増加しております。子供の本に関してですね、やはり5冊2週間では子供の読書量としても不十分で、そして子供が楽しみとしているDVD、CD、ビデオ、児童向けの雑誌を借りても1点では子供の要求には答えられないのではと専門家の意見がございました。CD、DVDはまたニューメディアとして役割が今後も期待されております。今の時代を生きる子供たちには必要で欠かせない資料になると思います。それを考えればですね、図書館を管理している教育委員会で、しかも子供の教育にも携わっているところ

ろで、子供の知的要求を十分に満たせられないような、なぜこういう逆行した改定をするのか、私はちょっと不思議です。やはり今まで子供の図書に力を注いできた実績を積み上げていくことが、町の方向性の一つだとも思っています。今までの努力したことや子供の読書に関しての取り組み、実績、そして公民館の目指すところ、築きかけた伝統が指定管理で消えていきそうな感じがしております。ちょっと大袈裟かも知りませんが、やっぱりそういうことも踏まえてもらいたい。そしてですね、図書館協議会の報告書では文化会館とともに図書館を指定管理へ移行する事により、町の文化振興の拠点として住民サービスの向上を図ることを目的としています。この規則で、逆に冊数が減った事でサービスの向上が図れるのかと、私は特に感じます。6条の2について、貸出冊数ですけどね、やはりもう一度見直す必要があるんじゃないかと。そしてこの改正にあたってはたぶん図書館協議会の委員さんも参加しておられると思いますのでね、その人の意見も私は聞きたいと思います。今は無理でしょうから、もし総務文教常任委員長がお許しいただけるのであれば、委員会でもなぜこういう5点に変わったかというご説明をお伺いしたいと思います。そして、今言われました見直す気はあるかないか、ちょっとよろしいでしょうか。

○議長（西村良彰） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 山口議員さんの再質問に対してお答えを申し上げます。最初の本の除籍基準の明確をすることによって、今後の町の姿勢がはっきりするんじゃないかというご指摘があったかと思えます。現在も除籍に対しては、例えばですが、使用回数、利用回数が多くて破損しておるとか、あるいは使用的価値の分野につきましては内容であるとか表記、あるいは数字等のもので価値がかなりなくなってきたものであるとか、そしてもうひとつには蔵書点検を定期的に行なっておりますが、その際に三回連続して不明というようになっている資料等がございます。こういったものについては除籍を行なうということに、一応簡単な、大まかな基準ですが、現在やっております。それと、特に雑誌類につきましては、保存期間保存年限が1年ということにしてございます。そういった大まかな除籍基準は設けておるわけでございますけれども、先ほどご指摘・ご意見いただきましたような内容も踏まえて、除籍基準というふうなものも策定しておる中で生かしていきたいというふうに思っております。その規則の中にまで、それを位置づけることが適切かどうかということについては、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。運営の基準、あるいは運用というようなところあたりでできるかなというふうに思っております。除籍の基準につきましては、いずれにいたしましても、どの者が職員あるいは担当が替わろうとも、明確な基準でもって適切な扱いができるというふうなものは、作成していきたいというふうに考えております。先ほどもう一点言われました5冊、2週間ということについて、特に児童・生徒に対しては不十分でないかということもございました。これにつきましては、全体的にですが、一般的に利用の多い新刊図書等については、希望をいただいてもなかなかその方の希望にお応えすることができない、長い間待っていただく場合、最長3カ月待っていただくこともございます。そういったことをでき

るだけ抑えて、先ほども申し上げましたように、できるだけ多くの方に、短期間で希望する図書を読んでいただくという方向をまず第一に考えて、冊数を減らしたということでございます。児童・生徒に対して5冊が少ないということもいただきましたけれども、これにつきましては、山口議員さんが持っておられた数値の資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ないのですけれども、利用の仕方、方法によってこれは解消できるというふうに、私どもの方では思っております。年齢制限の指定はというふうなご提案もいただきました。ご提案いただいたこともあるかなというふうなことも、今後の運営の中では、考えていきたいというふうに思っております。いずれにしても、文化会館と図書館を一体の施設として、幅広い町民の皆さんの文化の向上に役立てることができるような運営がなされるように、いろいろなものの運用は考えてまいりたいというふうに思っております。図書館協議会の委員さんのことですが、図書館協議会委員さんのご意見については、6月か7月の時に開催をいたしまして、ご意見をいったん伺いたしまして、この件については、ご検討をいただいたというふうに思っております。検討していただいて、ご提案申し上げて、ご同意をいただいたというふうに思っております。冊数の関係は。図書館協議会については、先ほど申し上げましたように、同じような組織形態を町と管理者と両方で作るというのは二重になるというふうなことで、また町の方は、町の方で別にいろいろなコメントをいただくような形は取っていきたいというふうに思っております。足らなかったところがあったかもしれませんけれども、とりあえず、答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 6番、山口元之君。

○6番（山口元之） 除籍に関して、規則にまで入れる必要がないとおっしゃいました。これをちゃんとしておかないと、誰が見ても、いつでも職員が見ても、ちゃんとした基準になるようにしとかないかんであれば、規則の中に入れても、なんも痛いこともかゆいこともない。やはり、そういう基準をちゃんと作っておくべきで、入れなったら、誰でもすぐ変えられるようなものになるのではないかという心配をいたします。先ほど中村先生が電子黒板と言われましたけれども、これはお金が要らないんですよ。ただ、努力して考えて、町民のために一番いいと考えてやれば、できることなんですよね。それとですね、私が聞いたんでは、図書館協議会の委員会は、6月以降されてないと言われたんですけれども、今教育長がおっしゃるには、図書館協議会で5冊と決めたと言われましたね。間違いはないのですか。後でもいいですけども、もう後時間がございませんので、一応それでちゃんと返事をしていただくように、もしやっていないのであれば、委員会で委員さんのご意見を伺いたい。ということで終わります。

○議長（西村良彰） 山口元之君の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をいたします。再開は午後1時10分の予定です。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開



○議長（西村良彰） 再開します。一般質問を続けます。12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） 12番、井上洋一であります。事業仕分けについて質問いたしたいと思っております。鳩山政権の看板として設置された行政刷新会議が、2010年度予算の無駄を洗い出すとして事業仕分けに取り組んでいます。質問の原稿締切時点については、仕分け作業の真っ最中であり、結果及び結論は一部であり、他は不明であることを申し添えておきます。連日テレビ、新聞等の報道機関により、仕分け作業の様子が報道され、独立行政法人の女性理事長が「私の話も聞いて」と、取りまとめ役の蓮舫参議院議員に抗議する姿がニュース映像で繰り返されるなど、議論の中身だけでなく、手法にも注目が集まっています。そもそも、事業仕分けとは何かといえ、国や自治体が行なっている事業を予算項目ごとに「不要」、「民間委託」、「国」、「都道府県」、「市町村」、「改善して継続」、「継続」等に仕分けていく作業であります。目的は、行政の事業を抽象論ではなく、「現場の視点で洗い直す」ことにより、個々の事業の無駄にとどまらず、その事業の背後にある制度や国と地方の関係など行財政全体の改革に結び付けていくこととあります。2002年、政策シンクタンク構想日本の加藤秀樹代表が事業仕分けを提唱し、40の自治体を対象に実施した事業仕分けでは、「不要」か「民間に移管するべき」と判定した事業の予算金額が全体の約1割になったそうとあります。砥部町も行財政改革を実施し、愛媛県内では財政的には上位にランクされていますが、おごることなく、より良いまちにするためにも事業仕分けの導入を要請したいと考えます。町長のご所見をお伺いします。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の井上議員さんのご質問にお答えします。今まさに事業仕分け、天下を大手を振って歩いているのではないかと思います。事業仕分けのポイントは、まず、民間の方を交える点、そして、その方々と行政側の担当職員が事業の在り方を議論する点、そして、その議論を公開の場で行う、の3点であろうと思います。私も、今まで密室であった予算編成過程を公開するという事は、大変意義のあることだと思います。しかし、テレビ等で拝見しますと、仕分け人のパフォーマンスが過ぎて、吊るしあげのようになった場面も見受けられました。お互いに冷静な対応が求められるのではないかと思います。砥部町では事業仕分けは、やっておりますが、10月頃より各課で事業や予算を議論し、そしてまた、最終的には課長が順番を付けて、企画財政課の方へ持ってまいります。企画財政課で検討した後、原案を11月中旬頃に町長の方へ持ってまいりまして、町長と各課で話し合いを行います。そして、最終的には、1月下旬に予算が決定する。このような順序で行われております。今まで同様、議員の皆様方にもきちっと内容等詳細に説明を続けていくつもりでございます。確かに、事業仕分けについてはユニークでございまして、私も一度やってみ

たいなという気はいたします。また、このことについては、議員さんと議論をしながら、考えてまいりたいと思っておりますが、もう少し、今の方向で続けていきたいなという気持ちも持っております。井上議員さんがおっしゃるように、おごることなく、よりよいまちにするため、そして、健全財政を守るまちとして、予算編成、そして事業については精査してやっていきたいというふうに思いますので、今後ご協力をよろしく申し上げます。以上で、井上議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） この事業仕分けの質問については3年前です。平成18年の12月に質問をいたしております。当時、町長の答弁では、行政評価システムを試行しているというところで、今後検討をしていくと言う答弁でございました。当時、18年の11月、県の研修所でNPMという新しい行政経営手法をテーマにした研修が行われ、本町からも1人受講させたという答弁でございました。私も勉強不足で当時NPMという手法が分からなかったわけで、本当に我ながらちょっと能力不足を痛感しております。NPM、ニューパブリックマネジメント、日本語で言いますと、新公共管理と訳されるそうでありまして、町長の答弁でこちらも勉強をさせていただきました。当時のPFIとか、独立行政法人AJC等の問題が、このNPMの典型と言われておりますが、このことについても、併せてご検討を願っておきたいと思っておりますが、特に、この事業仕分けがテレビ、新聞等のマスコミ報道によって、全国的に注目されたことは、ご案内のとおりであろうと私も思っております。特に、先日の新聞報道にもございましたように、全国知事会がこの事業仕分けについて、国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム、これが地方への移管か国に残すかを判断する事業仕分けを行うことを決めたもようでございます。また、会計検査院の関係ですが、会計検査院の報告でも、2008年度に限って、717件、2364億円の問題点を指摘しております。金額は過去最高だと報道されております。砥部町の一般会計の予算から言えば、約400倍の金額でございます。職員の不正とか、計算間違いなど、事業そのものの有効性や効率性の点検を会計検査院は指摘をされております。この仕分けの内容ですが、11月30日の行政刷新会議の会合で、公益法人に対する国からの支出が官僚OBの報酬の財源確保になっているのではないかという指摘がございます。このようなことは、一般の国民の方は知らないと思っております。当然、私も存じておりません。ですから、これだけの報道をされますと、行政はなにをやっているんだと、本当にまじめにやっているのかと、そういう取り方であろうと思っております。国民の7割の方が、この仕分けに賛成をしております。町長が今答弁されましたように、一部人民裁判のような、そのような写り方をしている場合もございます。それはあくまでも行政側の問題です。それは今まで説得力がないからそのようになっているんだと私は思います。確かに悪い部分はあるかと思っております。しかし、悪い部分が多少あろうとも、全体としては、この問題が国民に受けているということは、そこら辺の視点は考えなくてはならない問題だろうと思っております。私もテレビを見て唖然としました。日本フードスペシャリスト協会、この仕分けがなかったらこういう協会があることも存じません。役



員が22人ですよ。事務職員1人。こんなばかげたような協会があるんです。私はそう思いますよ。全部で23人ですよ。事務職員1人。官僚側の答弁は、役員の22人の中で、何人かは事務職員の手伝いをやらしている。こういう答弁ですよ。テレビ見てたら国民これ怒りますよ。これは。私頭にきましたよ。これは。こんな協会があるのですよ。これでは誰が見たって人民裁判になってても、どうしようもないだろうと私は思いますよ。国民の多くは仕分け人の味方だろうと思います。多少のエゴはあろうかと思いますが、パフォーマンスもあろうかと思いますが。この役員の中に官僚OBがまた入っていると、こういうことなんですから。もう一点。すこやか食生活協会、農水省所管。日本食生活協会、「すこやか」がないんです。厚生労働省所管。行政側の担当者の答弁は、成り立ちが異なりますという答弁だけなんですよ。こんな釈明では、納得できませんよ。仕事何しているのだと、どちらの協会も1日に何をどれだけ食べればよいかの目安を示す食事バランスガイドの関連事業だと、こう申し上げております。また、対する野党でございますが、自民党の谷川参議院幹事長の会見では、みんな勝手に言いたいことを言っている。これはおもしろいわなど、新鮮に写ると、非常にヒットしていると、褒めております。なんで自民党の時にせなんだんかと、残念がられておるようでございますが、まあ、いずれにしましても、今後この仕分けを入れれば、その代わり行政側の担当の課長さんは大変だろうと思いますよ、もし傍聴人がだいぶ来られればですよ。私は砥部町の課長さんを責める気はございません。砥部町などは本当に真面目にやっておられますよ。天下りがおるわけではないし、国とは違います。ただ、新しい手法を試みて、こんなもんだと、これだけの事業をこれだけでやっていると、これが新しく写るんだと思いますよ、町民に。そんなことで、いろいろ申し上げましたが、もう一度そのあたり、精査をしていただき、3年前に町長答弁いただきましたNPM、ニューパブリックマネージメント、これも含めて、ご答弁をしていただきたいと思います。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） 井上議員さんから再度ご質問いただきました。私の率直な考えを申し上げますと、国規模でこの事業仕分けをやるのは、非常に重要な意味があると思います。というのは、外郭団体もたくさんございますし、事業全体が非常に大きなものであり、そして、一般の、我々国民に届いてくるというのは、見えない部分がたくさんございます。それから比べますと、町にこの事業仕分けを持ってくるということになりますと、予算が非常に小さい範囲で町民の皆様に伝わるということもございます。そういう中で、町民の皆さんがこの予算はこれで、我々のは切られた、こっちは通ったと、いろいろな問題もまた出てくるのではないかと思います。そういうことで、この事業仕分けを今後町に取り入れるにいたしましても、かなり皆さんと議論をして、そして、議員の皆さんと相談してやらなければ、私は反対に危険性もかなり含んでいるのではないかなあという気がいたしております。もちろん、行政改革は進めなければなりませんので、私どもは健全財政をするために18年の12月にもご答弁を申し上げましたように、いろんな面から見直しをして、できるだけ少ないお金で

効果のあることをやろうということで、努めてきたつもりでございます。そういうことで、この事業仕分けが町規模で本当に役に立つのかどうか、そのあたりを再度検討して、そしてまた、先ほど申し上げましたように、皆さんともご相談して、これを取り入れるべきかどうか議論をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（西村良彰） 12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） 神奈川県だったか、静岡県だったか大磯町、寒川町、騎西町、町の方でも何箇所かこの事業仕分けを行っております。2008年ですから、昨年だろうと思っております。大磯町、私も議長をさせていただいた時に、ここへ研修に行きました。議員の半数以上女性の議員さんでした。当然正副議長も女性の方でございました。神奈川県だったか、静岡県だったか、記憶にあります。結構、活発に動いておりますし、財政が豊かであります。砥部町よりももうちょっといいかなという感じのところでございます。ここも、徹底的に行財政改革をされているもようでございます。ですから、町としても、市町単位でも結構仕分けには馴染めるのではないかと私は思います。ルールは簡単に言えば、公開の場で議論すると、これが私は一番大きいメリットではないかと私は思っております。ただ、民間委託とか、市場化テストとは多少違うという視点がございますけれども、課長さん方の人民裁判になったのでは、これは大変だろうと思っておりますので、その辺は再度町長の方でご検討願えたらと思っております。ただ、私はぜひとも、これはタイミング的にはお願いしておきたいなど、このように思っております。同じことの繰り返しになりますから、もう止めますが、そのへんでご検討をお願いしておきまして、質問を終わります。答弁はいりません。以上です。

○議長（西村良彰） 井上洋一君の質問を終わります。4番、大平弘子君。

○4番（大平弘子） 4番大平弘子です。1点目、幼保一元化についてお尋ねいたします。鳩山内閣が発足し、子育て支援の目玉政策として待機児童解消を目指すため、幼保一元化を加速させる方針を固めたと内閣の発表がありました。本町での待機児童の現状と保育所、幼稚園に通っている児童がどの位の世帯数なのか、本町は幼保一元化、認定こども園ですが、本町はどのように考えているのか、町長のご所見をお伺いいたします。

2点目、生活支援及び雇用対策についてお尋ねします。全国で生活保護受給者170万人、失業手当切れ93万人と11月に発表がありました。解雇や倒産など会社都合による離職者が増え続けています。政府対策は迷走気味と新聞では報道されています。そこで、本町では高齢者、障害者、母子・父子・寡婦家庭、失業者に対して、どのような支援・雇用対策を考えているのか、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） 大平議員さんのご質問にお答えいたします。まず、現時点で保育所の待機児童は、砥部町にはおりません。これをまず申し上げておきたいと思っております。また、幼保一元化の問題でございますが、本年3月の定例会で栗林議員さんの質問に対して、答弁をさせていただきました。今、第2次の耐震診断をやっているところでございます。この結果によって、今後、幼保一元化を進めていくか、これについ

て論議を進めていきたいというふうに思っております。幼保一元化の問題については、前々からの懸案でございますし、最近は増える傾向でございます。そういうことで、研修も含めてきちっと現場を見て、砥部町にとってどうかということを判断していきたいというふうに考えております。また、待機児童の今後のことにつきましても、施設は、今まで若干名増えてきましたが、今後の推測によりますと、減少傾向にございますので、将来、本町において待機児童数が極端に増えるということは考えられませんので、その点も一応申し添えておきたいと思っております。

次に、高齢者、失業者等に対する支援と雇用についてのご質問ですが、高齢者の中には、基礎年金で生活している人もいますが、支援が無ければ生活できない方につきましては、状況に応じて生活保護や養護老人ホームへの入所などのご相談に応じています。また、障害のある方につきましては、働く場の相談に来られた場合は、公共職業安定所や愛媛県障害者職業センターなどの関係機関と連携を取り、職場の紹介を行っています。母子、父子、寡婦家庭につきましては、母子家庭医療費の助成、母子家庭の保育所の保育料減額などを行っています。また、このような家庭に対しては、保育所への入所を優先的に許可するほか、子育て家庭への雇用支援として町内2箇所の保育所で午後7時まで延長保育を実施しています。離職者、失業者につきましては、緊急雇用対策として、砥部陶街道五十三次事業のポイント沿線の清掃、点検作業、わずかではございますが現在2名の臨時職員を雇い入れているところでございます。今後も非常に厳しい経済状況が見込まれます。平成22年度におきましても同事業を継続してまいりたいと考えておりますが、一挙に全部を解決するのは、非常に難しい状況にありますので、できるだけ上部団体とも相談しながら、よい方法を取っていきたいというふうに思っております。以上で大平議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 4番、大平弘子君。

○4番（大平弘子） ご存知のように幼保一元化、認定こども園は、保護者が働いているかどうかに関係なく0歳から小学校就学前までの子供を受け入れ、幼児教育と保育を一体で行う施設であります。教育と福祉という目的の違いや、省庁の縦割り行政が推進の障害となっておりますが、本町も必要性はあると思っております。本町は、幼保一元化、認定こども園をする予定ですか、予定はないのか、地震の検査をしていることですが、それができたら、できる予定であるのかないのか、詳しく知りたいのですが、お伺いいたします。

生活支援の件ですが、失業者の中で、町営住宅とかに入居している方で、入居費が遅れている方はいないのでしょうか。また、父子家庭はどのような支援をされているのか、もう一度詳しく教えてください。それから、寡婦家庭の方で、18歳以上の子供さんを持っている方が寡婦家庭と言われますが、大学に行かせている寡婦家庭の家族で困っている方がおられるのか、おられないのか、そういうことをもう一つ詳しく知りたいのですが、お伺いします。本町はどのようにされているのでしょうか。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） 幼保一元化のこども園については、先ほど申し上げましたので答弁にならないでしょうか。なったと思うんですが、いかがでしょうか。私は、先ほども申し上げましたように耐震の結果を待って、そして、実際にこども園も最近増えておりますので、そういう状況を見て判断するというところでございますので、するかをここで申し上げるわけにはいきません。状況の判断でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。その他の点については、担当の課長から答弁をさせます。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 大平議員さんの町営住宅での未納者はいないかということでございますが、失業者に対するものでございますが、失業されておられる方、それから、未納ということではございませんで、相対的にありますのは、高齢であったり、そういった方、それから、いろいろ事情もあるようでございますが、高齢者の方、そういった方には多少の未納もあるようでございます。細かい数字は今持っておりませんので、申し訳ございませんが以上です。

○議長（西村良彰） 大西介護福祉課長。

○介護福祉課長（大西潤） 大平議員さんのご質問にお答えいたします。寡婦家庭の関係でございますが、寡婦家庭に対する補助事業につきましては、本町では実施しておりません。県においては、実施している事業がございまして、貸付金を貸す事業がございまして、そこで、県の方に連絡を取りまして、砥部町の寡婦家庭の実態を問い合わせてみましたが、県の方もはっきり把握していないということで、今言われました大学生の関係は、今のところ把握できておりません。以上です。

○議長（西村良彰） 4番、大平弘子君。

○4番（大平弘子） 新聞などで年々自殺者が増えていると載っておりましたが、生活に困ったり、いろいろな面であると思っております。本町では自殺者がいないことをお祈りしております。以上で質問を終わります。

○議長（西村良彰） 大平弘子君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第7 認定第 1号 平成20年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第 2号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第 3号 平成20年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第 4号 平成20年度砥部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 1 認定第 5 号 平成 2 0 年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 認定第 6 号 平成 2 0 年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 認定第 7 号 平成 2 0 年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 認定第 8 号 平成 2 0 年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 認定第 9 号 平成 2 0 年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 認定第 1 0 号 平成 2 0 年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 認定第 1 1 号 平成 2 0 年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 認定第 1 2 号 平成 2 0 年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 認定第 1 3 号 平成 2 0 年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 認定第 1 4 号 平成 2 0 年度砥部町水道事業会計決算認定について
(決算特別委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 日程第 7 認定第 1 号から日程第 2 0 認定第 1 4 号までの決算認定に関する 1 4 議案を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。栗林決算特別委員長。

○決算特別委員長（栗林政伸） ご報告申し上げます。9月の定例会におきまして、閉会中の継続審査として当委員会に付託されました認定第 1 号から認定第 1 4 号までの決算認定に関する 1 4 件について、去る 1 0 月 2 9 日・1 1 月 4 日・6 日の 3 日間、本委員会を開催し、平成 2 0 年度の各会計の決算について歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づき担当課より説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査した結果、2 0 年度における各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づきいずれも適正に執行されていると認められました。よって、認定第 1 号から認定第 1 4 号までの 1 4 件は、原案のとおり認定することに決定しましたので、ここにご報告申し上げます。なお、相対的な意見としては、決算書及び主要施策成果説明書の内容も徐々に充実し、資料作成にあたっての努力の跡が伺えます。また、一般会計、特別会計及び公営企業会計とも厳しい財政事情の中、経費の節減な

どにより、おおむね健全な財政が維持されています。しかし、国・県の情勢を見ると、今後も厳しい財政運営が予想される中、本町においては、砥部中学校その他建物の改築時期にもきているため、町税の徴収率の向上や国・県補助金の積極的な活用などによる財源確保に努めるとともに、引き続き行財政改革大綱に基づき計画的・効率的かつめりはりのある予算編成・執行に努められたい。なお、委員は、緊張感を持って決算特別委員会審査に真剣に取り組んでおりますので、説明する担当者もそれなりの緊張感を持って説明していただきたい。以上で決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

「質疑なし」

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。認定第1号から認定第14号までの14件は一括して討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第14号までの14件は一括して討論、採決を行うことに決定しました。討論を行います。討論はありませんか。

【「討論なし」の声あり】

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

採決を行います。おはかりします。認定第1号から認定第14号までの14議案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第14号までの決算認定に関する14議案は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 1時45分 散会

平成21年第4回定例会（第2日） 会議録

招集年月日	平成21年12月4日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成21年12月4日 午前9時30分 議長宣告	
応招議員	1 番 佐々木隆雄 2 番 森永茂男 3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子 5 番 西岡利昌 6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎 8 番 栗林政伸 9 番 西村良彰 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 井上洋一 13 番 中村茂 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の16名	
欠席議員		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 中村 剛志 副町長 佐川 秀紀 教 育 長 佐野 弘明 総務課長 原田 公夫 企画財政課長 松下 行吉 戸籍税務課長 武智 充吉 会計管理者 松村 昇二 教育委員会事務局長 藤田 正純 介護福祉課長 大西 潤 保険健康課長 日浦 昭二 産業建設課長 相田由紀夫 生活環境課長 東岡 秀樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平	
傍聴者	1名	

平成21年第4回砥部町議会定例会議事日程 第2日

- 日程第1 報告第9号 専決処分第7号の報告について（砥部町山村留学センター居住費の支払請求に関する和解）
- 日程第2 議案第65号 指定管理者の指定について（砥部町文化会館及び砥部町立図書館）
- 日程第3 議案第66号 指定管理者の指定について（砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場）
- 日程第4 議案第67号 指定管理者の指定について（砥部町交流ふるさと研修の宿）
- 日程第5 議案第68号 指定管理者の指定について（砥部町峡の館）
- 日程第6 議案第69号 指定管理者の指定について（砥部町農村工芸体験館）
- 日程第7 議案第70号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 日程第8 議案第71号 砥部町支所設置条例の一部改正について
- 日程第9 議案第72号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第73号 砥部町教職員住宅条例の一部改正について
- 日程第11 議案第74号 砥部町立学校施設利用条例の一部改正について
- 日程第12 議案第75号 砥部町公民館条例の一部改正について
- 日程第13 議案第76号 砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正について
- 日程第14 議案第77号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について

- 日程第 1 5 議案第 7 8 号 砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 7 9 号 砥部町保育所条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 8 0 号 平成 2 1 年度砥部町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 8 議案第 8 1 号 平成 2 1 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 9 議案第 8 2 号 平成 2 1 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 8 3 号 平成 2 1 年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 1 議案第 8 4 号 平成 2 1 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 8 5 号 平成 2 1 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）

平成21年第4回砥部町議会定例会

平成21年12月4日（金）

午前9時30分開会

○議長（西村良彰） 現在の出席議員は16名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 報告第9号 専決処分第7号の報告について（砥部町山村留学センター  
居住費の支払請求に関する和解）

（報告、質疑）

○議長（西村良彰） 日程第1報告第9号専決処分第7号の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 報告第9号専決処分第7号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。これにつきましては、砥部町山村留学センターの居住費3カ月分15万円の未納金の支払に関しまして、平成21年8月28日付で松山簡易裁判所に訴えを提起しておりました。それでは別紙専決処分書をご覧くださいと思います。専決第7号専決処分書でございますが、砥部町山村留学センター居住費の支払請求に関しまして、和解をしたものでございます。被告でございますが、指名、松浦誠、住所は松山市天山1丁目11番18号。和解の条項でございますが、被告は原告に対しまして本件委託費に関する債務として金15万円の支払義務があることを認める。2、被告は原告に対しまして金員を分割して支払うということでございます。支払方法につきましては、平成22年の3月、5月、7月、9月、11月の各月末に各3万円ずつを振込みするものでございます。なお、これらにつきましては、その下に支払が怠った場合なんかのことをうたっております。なお、控訴費用につきましては各自の負担とするということでございまして、町負担につきましては印紙代が2千円、切手が4,550円の合計6,550円を負担いたしております。以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。以上で報告第9号を終わります。

日程第2 議案第65号 指定管理者の指定について（砥部町文化会館及び砥部町立図書館）

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（西村良彰） 日程第2議案第65号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 議案第65号指定管理者の指定について。次のとおり砥部町文化会館及び砥部町立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、砥部町文化会館及び砥部町立図書館。2. 指定管理者となる団体意の名称、アクティオ株式会社。3. 指定管理者となる団体の所在、東京都目黒区下目黒1丁目1番11号。4. 指定の期間、平成22年4月1日から平成27年3月31日まで。提案理由でございますが、まず誤字がございますので訂正をお願いしたいと思います。提案理由の一番下に『行なうため』という、提案するというふうにはなっておりますが、『た』が抜けておりますので、ご記入を頂いたらと思います。提案理由でございますが、砥部町文化会館及び砥部町立図書館の管理及び運営に関する業務を効果的かつ効率的に行なうため提案するものでございます。それでは選定結果につきまして概要をご説明申し上げます。別紙の方をご覧いただいたらと思います。2番目でございますが募集の概要、募集につきましては10月1日から10月30日までの1カ月間募集を行ないまして、応募していただいた団体が2つございまして、アクティオ株式会社と株式会社キャップの2団体でございます。次に選定の概要と結果でございますが、選定委員を選定しまして、11月12日に選定委員会を行ないました。審査につきましては申し込み団体に出席を求め、提案内容の報告を受けたあと、選定委員との質疑応答を行ないました。評価表により採点を行ないまして、選定委員5人の合計点により評価を行なったものでございます。次のページをお願いします。選定の基準は表のとおりになっておりますので、ご覧いただいたらと思います。次に3ページ目でございますが、選定委員会における審査結果でございますが、アクティオ株式会社を砥部町文化会館及び砥部町立図書館の指定管理者候補者として選定をいたしました。次に（5）で指定管理料の額でございますが、アクティオ株式会社が指名してきました金額は3億865万円でございます。これは5年間の金額でございますが、年額にしますと6,173万円でございます。なお町が提示しておりました額は3億1,700万円でございます。次に4番目としまして町としての指定管理者候補者の決定でございますが、選定委員会における選定の方法及び評価の内容等が適切であると認め、総合的に判断した結果、アクティオ株式会社を砥部町文化会館及び砥部町立図書館の指定管理者候補者に決定をいたしました。以上が概要でございます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありません

か。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第65号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第65号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第3 議案第66号 指定管理者の指定について（砥部町総合運動公園及び砥部町田ノ浦町民広場）

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（西村良彰） 日程第3議案第66号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 議案第66号指定管理者の指定について。次のとおり砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場の指定管理者を指定するため、地方自治法244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場。2. 指定管理者となる団体の名称、芙蓉メンテナンス株式会社。3. 指定管理者となる団体の所在、松山市和泉北4丁目2番7号。4. 指定の期間、平成22年4月1日から平成27年3月31日まで。提案理由でございますが、砥部町総合公園並びに砥部町田ノ浦町民広場の管理及び運営に関する業務を効率的かつ効果的に行なうため、提案するものでございます。それでは別紙の選定結果の概要をご説明申し上げます。2番目でございますが、募集の概要でございますが、募集期間につきましては先ほど申し上げました文化会館、図書館と同じく10月、1カ月間を募集いたしました。申し込み団体につきましては、1団体のみでございまして、芙蓉メンテナンス株式会社となっております。なお、この芙蓉メンテナンス株式会社につきましては、現在指定管理を行っておりますNPO&アトムグループの代表者となっておりますのが芙蓉メンテナンス株式会社でございます。次に3番目の選定の概要と結果でございますが、(2)で審査選定の経過でございますが、11月12日に選定委員会を開催いたしました。申し込み団体の出席を求めまして、提案内容の報告を受けたあと、選定委員との質疑応答を行ないました。評価表による採点を行い、選定委員4人の合計点により評価を行ないました。次のページをお願いします。選定の基準につきましては、表に掲げておるとおりでございます。次に3ページ目の選定委員会における審査結果でございますが、芙蓉メンテナンス株式会社を候補者とするに決定をいたしました。なお、5番目で指定管理料の額につき

ましては、芙蓉メンテナンス株式会社が示してまいりましたのが、5年間で1,200万円でございます。年間にしますと240万円となります。なお、町が提示しておりました額が1,250万円でございます。次に4としまして、町としての指定管理者候補の決定でございますが、選定委員会における選定の方法及び評価の内容が適切であると認め、総合的に判断した結果、芙蓉メンテナンス株式会社を指定管理者候補に決定することといたしました。以上が概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第66号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第66号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第4 議案第67号 指定管理者の指定について（砥部町交流ふるさと研修の宿） （説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（西村良彰） 日程第4議案第67号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） それでは、議案第67号についてご説明いたします。指定管理者の指定について、次のとおり砥部町交流ふるさと研修の宿、通称灯りの宿でございますが、指定管理者を指定するため、地方自治法第244の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。まずふるさと研修の宿でございますが、指定管理者となる団体の名称でございます。グリーンプロジェクトでございます。指定管理者となる団体の所在につきましては、松山市今在家4丁目9番29号でございます。指定の期間でございますが、22年の4月1日から27年3月31日の5年間でございます。提案理由でございますが、砥部町交流ふるさと研修の宿の管理及び運営を効果的かつ効率的に行なうため、提案するものでございます。それでは次のページをお願いいたします。選定結果についてご説明申し上げます。通称灯りの宿は砥部町総津の117番地にありまして、平成19年から21年まで指定管理者の制度を導入しております。募集の概要ですが、今回平成22年から27年までの5年間を指定管理者を導入することにあたりまして、指定管理料はなしであることを明記した上で募集を行いましたところ、申し込み団体はグリーンプロジェクト、ワーカーズコレクティブの2グループでございまして、そ

ここで砥部町交流ふるさと研修の宿の指定管理者選定委員会におきまして、2グループが適正かどうか、平成21年11月12日に審査会を行ったところでございます。審査方法につきましては、条例の第4条の1号から3号まで、あらかじめ評価項目を点数化したしまして、2ページ、次のページに表記しておりますが、そういった内容です、委員が評価採点をしたものでございます。合計する総合得点方式で実施選定することといたしました。次に、選定方法につきましては、申込書類及び面接審査を行ない、総合的な評価を行い、その結果が適正であるかどうか委員全員で検証したところでございます。審査では評価表による採点を5人の委員で行い、合計点による評価をしたところでございますが、申し込みが2グループありましたので、さらに面接審査も行ないまして検証した結果、グリーンプロジェクトが第1位であると判定いたしました。判定の基準は先ほども言いましたが、2ページ目にありますのでご覧になっていただけたらと思います。この施設のですね、指定管理料がございませんので、1人の持ち点が100点になります。5人で審査しましたので500点といたしましたので、その選定における審査結果及び総評でございますが、グリーンプロジェクトに評価点が500点中379点となりまして、約76%と合格点と考え、次の4点で優れていると認められました。3ページ目でございますが、まず第1に平等な利用が確保されていること、それから経営の意欲が強く感じられたこと、2番目でございますが、計画では収益の向上に対する意欲が認められたこと、3番目には経営では各種団体やグループとのネットワークを多く持っておりまして、安定した経営を行なうものと認められました。4番目につきましては、人と人との交流の場として取り組みの提案があり、公共性に富み、地域社会への貢献を期待できると認められたものでございまして、以上のことから砥部町といたしましても、指定管理者候補の決定にあたりまして町では選定委員会における選定の方法、評価の内容が適切であると認めるために、選定委員会の選定結果を尊重した上で総合的に判断した結果、グリーンプロジェクトを指定管理者候補に決定することといたしました。なお、4ページにつきましては採点集計となっておりますので、参考に見ていただければと思います。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。14番、中島博志君。

○14番（中島博志） このグリーンプロジェクトという、この、要するに団体の内容ですよね、概要と言いますか。他の指定管理に関しましては一応実績というのがあるんですが、今回このグリーンプロジェクトに対しましては新しい参入かと思っておりますので、この会社の概要を詳細にちょっとお話ししていただけたらと思います。それとですね、先ほど管理料額が不用になったということなんですが、その辺の、なぜ不用になったのかということをお話ししていただけたらありがたいと思いますので、以上2点についてお願いいたします。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 中島議員さんのご質問にお答えいたします。まず第

1点目の会社の概要でございますが、グリーンプロジェクトはですね、所在地を今在家4丁目9の29番地でございます。代表者の職にいたしましては、グリーンハンドという造園業でございます、の代表者でございます。設立が2004年9月1日に設立されておまして、資金としましては200万円を用意しておるということでございました。職員数につきましては10名で、常勤が2名、それから臨時雇いと言いますか、が8名いらっしゃいます。業務内容といたしましては、ホテル・集合住宅の外構プラン、造園業でございます、造園プランナーということでございます。また、この方はレストランも経営されておまして、そういうレストランのカフェ&バーということで、料理のプロデュースもされておられるようでございます。人に優しい、安全でおいしい食べ物を紹介していきたいと、創作していきたいということでございます。またグループでございますが、そのグループにおきましては、古茂田不二さんというのが、愛媛写真家協会の代表者でございます。この方は松山市祝谷の2丁目13-6にお住まいの方でございます、業務内容といたしましては、協会の会報誌の発行、協会全体の写真展や毎年の会員の写真展を開催するものでございます。また支援団体でありますスペシャルオリンピック日本、そういった方も支援をさせていただいておるようでございます。2点目の指定管理料の問題でございますが、この分につきましては平成21年の7月1日にですね、事前に指定管理料をどうするかという問題がございまして、現在町ではですね、宿泊施設の必要性というものにつきまして総合的に勘案いたしました。地域、町内業者、それから一般業者も2社あると、というようなことから考えまして、ちょっと必要性が弱いのではないかと、ランクが低いのではないかとということで、今回費用対効果も考えまして、管理料なしで公募したところ、ご存知のとおり3件の現地説明会に希望者がありました。今回最終的には2件の申請があったものでございます。以上で答弁の方終わらせていただきます。

○議長（西村良彰） 6番、山口元之君。

○6番（山口元之） これは、委託料なしでお貸ししてる、貸すようになってるんですけど、あとの修理とか、細々した、前ペレットストーブ買うとか、そういうふうなときに補助金出しよりましたよね。修理も何万円以上か以下かで。それは継続なんでしょう。同じ。それともうひとつですね、この研修の宿の国から補助金をもらって終了するのはいつ頃なのか、そしたら終了した後もこういう風な形で継続してやるのか。言うたら、町の、委託料はただですけど修理代とかいろんな面でお金がかかっていると思うんですよ。だからこれ、お金を支払い終わったら、同じ形に持っていくのか、それとも何か違う形で考えとんのかというのをちょっとお聞きしたい。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 山口議員さんのご質問にお答えします。まず修理の問題でございますが、現在のところ20万円を限度といたしまして、20万円以上の場合にはですね、町の方で、研修の宿自体の資産の問題もございまして、資産の増加と言いますか、ということも考えられますので、町の方でですね、施設についての改修につきましてはやらさせていただいております。で、まあ3万5万の小さい部分に

ついてではですね、各それぞれの使用者が負担していただくということでございます。続きまして、今後の展開でございますが、平成8年に設置されたわけでございますが、おそらく建物としましては25年程度の耐用年数があるんだろうと思うんですが、そこまではちょっと調べておりませんが、今後につきましてはですね、当面は5年間ということではですね、5年間を指定管理に出すと、ということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（西村良彰） 6番、山口元之君。

○6番（山口元之） この、砥部町としてそれが自由にできる時期はいつ頃なのかと、いうのが聞きたいんですけど。なんか今制約受けておいでるんでしょう。補助金の問題とか、それで。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 山口議員さんのご質問にお答えします。アグリトピアというあの辺のですね、事業にのっとりまして、事業しておりますので、その耐用年数、ちょっと22年やったか25年やったかちょっとはつきりしないんですけども、その制約がございます。平成8年から22年間は木造建築の耐用年数になろうかと思っておりますので、その期間はですね、補助金の対象になるということでございます。ですから平成30年がですね、30年から33年あたりがですね、その研修の宿の補助金に関わっておる部分になろうかと思っております。

○議長（西村良彰） 6番、山口元之君。

○6番（山口元之） すみません度々で。じゃあ、あの耐用年数30年が来ると、制約がとけんということですね。

○議長（西村良彰） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 先ほどのご質問の補助金の関係なんですけど、現在上の方の規制緩和の一環の中で、補助金等適化法というのがございますが、これの扱いが柔軟になっておりまして、一応10年ということを目安に補助金なんですけど、制限が切れるということではございまして、ただしですね、この施設を売却するとか、そういうふうなことはできないと、制限がかかるわけですが、使い方については比較的自由になるというふうにご理解いただいたらと思います。ちょっと産業建設課長と見解が異なる話なんですけど、耐用年数という問題とそういう使い方については今動きがございまして、そういうふうな各省庁によって、この建物は40年ですよ50年ですよというようなことがございますが、その件が緩和されて一応10年でいこうというような統一的な国の動きが出ておる様ですので、ここらあたりが限度というように考えていただいたらと思います。

○議長（西村良彰） 6番、山口元之君。

○6番（山口元之） じゃあ今言われたように、8年から10年と言うことは、もう18年、今21年ですから、18年で期限は切れてると。壊したり売ったりすることはできんけど、そのまま放っておくこともできるということですね。そういうふうに思とっていいんですかね。



○議長（西村良彰） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 制度の上では可能と思いますが、ただ村がですね、公の施設としてこの施設を作ったと。公の施設ということは皆さんがご利用になって有益なものだということで作っておりますので、すぐにですね、それをやめるとか壊すとかですね、そういうことはなかなか難しい、それをするためには当然条例の方をですね、廃止するとかそういうことが必要になりますので、当然議会のご同意をいただきなければできないこととさせていただきます。制約については自由になります。もう1点付け加えさせてもらいますが、補助金をいただいたところとの協議は当然必要です。

○議長（西村良彰） 13番、中村茂君。

○13番（中村茂） このように補助金なしで提供するという事は、どういう仕事をするかというそういうあれもあるわけですか。そういうあれはつかまえておられますか。自由に勝手振舞いに自分が好きにできるというのか、レストランをやるかどうか、そういう目的はあるんでしょうか。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 施設の内容でございますが、砥部町ふるさと研修の宿としてですね、通称灯りの宿ということで使っていただくようなことの提案でございました。まず申請書にですね、その動機であったりですね、内容であったりそういうイベント等の内容・計画であったりですね、いろいろな方向でですね、提案をしていただいております。その中からの申請によってですね、レストラン、それから宿泊、この2つをですね、やっていきたいという表明でございました。

○議長（西村良彰） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第67号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第67号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第5 議案第68号 指定管理者の指定について（砥部町峡の館）
（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（西村良彰） 日程第5議案第68号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） それでは議案第68号についてご説明を申し上げます。指定管理者の指定について次のとおり砥部町峡の館の指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございますが、砥部町峡の館でございます。指定管理者とな

る団体の名称につきましては、有限会社砥部町産業開発公社でございます。管理者となる団体の所在につきましては、砥部町総津159番地2。指定の期間でございますが22年4月1日から27年3月31日の5年間とするものでございます。提案理由でございますが、峡の館の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため指定管理者の指定をするものでございます。次のページをお願いいたします。選定結果についてご説明を申し上げます。施設の概要でございますが、峡の館は砥部町総津162番の1にありまして、平成19年から21年までの指定管理者制度の導入を行っておるところでございます。募集の概要ですが、今回平成22年から27年までの5年間の指定管理者を導入するにあたり、募集を行いましたところ、申込団体は有限会社砥部町産業開発公社1社でありました。そこで峡の館の指定管理者選定委員会におきまして、4名ございますが、審査を行なっております。平成21年11月12日に行なっております。審査方法につきましては、一応①から④まで、次のページの基準でございますが、基準のとおり委員全員に採点評価を行っていただきまして、合計総合得点方式で実施することといたしております。次に、選定方法につきましては、1社申し込みということで、面接審査も行ないまして、総合得点及びその結果を適正であるかどうか、ということで委員全員で検証したものでございます。次のページの2ページ目は基準でございますので、ちょっと飛ばさせていただいて、3ページ目の選定結果と総評でございますが、有限会社砥部町産業開発公社は総得点が600点中436点、73%でございます。次の点で優れていると認められるということでございまして、①平等な利用が確保されていると、適正な人事・人員配置が行なわれている、責任体制が明確である、そういったことでございます。②計画では積極的なイベントを行い、収益の向上に対する意欲が認められたということでございます。経営では法人格を持つ団体として基本理念の方針を持っており、より安定した経営が行なわれると認められるものでございます。4番目に、公共性に富み地域社会への貢献も期待できると認められたことから、以上のことから、町といたしましても指定管理者の候補の決定として選定委員会における選定の方法及び評価の内容が適切であると認めるとともに、選定委員会の選定結果を尊重した上で総合的に判断した結果、有限会社砥部町産業開発公社を指定管理者候補に決定することとしたものでございます。4ページにつきましては採点集計表となっておりますのでご覧になっていただけたらと思います。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。6番、山口元之君。

○議長（西村良彰） 6番、山口元之君。

○6番（山口元之） これ、前年度1年限りの契約でされた分ですよ。何のために1年にしたかというんはもう十分ご承知やと思うんですよ。そしたら、1年やってどういう成果が出たという報告があってもいいんじゃないかと。今でも聞くところでは、あんまりこれは言いたくないけど、相当前より悪くなったとか何とかいう話も広田の方には聞きますけどね。どういう成果が出たんで、まあ1社しか申し込んでないけん

これでしょうがないかもわからんけど、ちょっとそれはあるべきじゃないんですか。1年に制約したということがもっと重要なことやと思います。それとですね、これお金が出てないんですけど、お金はいらんのですかね。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） まず2点目の指定管理料でございますが、396万円の5年間でございます。1,980万円。それから平成18年から20年の3年間の指定管理者を受けまして、それから1年、21年度につきましては随契ということでは396万円の1年の契約でございますね、やらしていただいております。その団体なんですけれども、まず問題点になったのはやはり管理の方法、例えばあいさつであるとか、商品管理であるとか、というようなところでご指摘を受けたと記憶しております。私どもといたしましては、やはり産業建設課といたしましては、距離があるものから、やはりそこに店長さんなりを置かれて、やればいいんじゃないかというようなことではございます。探してございましたところ、JAOBの店長さんをお願いしたという経緯がございます。で、今現在は映の館自身も落ち着いておりまして、特に生産者審議会等を作ってですね、皆さんに広く意見を聞きながら、いろいろと進めておるといような状況でございます。売上につきましても平成20年度と変わらないような報告が上がってきております。ですから、特に私どもの方でそういったものについてはですね、いろいろと新しいことを進めておりますといろいろな問題もあろうと思いますが、一つ一つ潰していってですね、ご意見も伺いながら不適切ところは適切に直していきよるといふふうに評価をしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 6番、山口元之君。

○6番（山口元之） 1年間試験的にやってもらって、どういうところが改善されてどういうふうによくなったかと、だからここへしたんだという説明が欲しかったと、委託料、これは今までの1年間396万円、次の4年間はいくらで委託するんですか。4年間で396万円ですか。金額載ってないんですよ。それがなかったら、ただで貸すのか。396万円は前年度、1年間が396万円というふうに思ってるんですけど。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 指定管理料のことではございますが、ちょっとこの中にはですね、ちょっと記載洩れになっておるようではございまして、ちょっと調べさせていただきます。なお、山口議員さんのご質問にございました1年間なんですのと、なんで試験したんぞというところの部分につきましてはですね、やはり先ほども申し上げたとおり、そういう職員の対応、それから商品管理といったようなことをですね、ご指摘をいただきまして、それは店長を配置したことによって改善もされておりますし、地域とのコミュニケーションもこれで新しく協議会を立ち上げましてされておると認識しております。そういったことから、産業開発公社を適当であると、適正であるということで、させていただきます。なお、指定管理料の金額につきましては、1年間396万、月33万円でございます。で、5年間の1,980万円でございます。なお、また債務負担行為の方にもお願いしていかないかん事項で

ございますが、この予算書の方でもですね、お願いをしていくと、いうことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 初めて金額も5年間でなんか言いよったけど、この書類にですね、5年間でいくらですということを口頭で言わずに、一応暫時ここで一回休憩して、この書類に金額をきちっと、今までにあったように金額を入れて下さい。口頭なんかではこれはできませんよ。はっきり言っておきます。暫時休憩して。

○議長（西村良彰） 暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時50分

○議長（西村良彰） 再開します。ただいまお手元にお配りしました議案67号、68号、69号の資料については、今お配りしました資料に差し替えをお願いいたします。相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 大変ご迷惑をおかけいたしました。議案第67号の説明の中の3ページ目でございますが、3ページ目にですね、4番の選定委員の選定結果総評の次にですね、5番指定管理料の額ということでございまして、提示額はグリーンプロジェクト0円、砥部町の提示も0円でございます。それを差し替えをお願いしたいと思います。続きまして、産業開発公社の指定を受けております、やはり3ページ目の5番でございますが、指定管理料の提示額、砥部町産業開発公社1,980万円、5年間でございます。年間396万円でございます。月に直しますと33万円でございます。提示額、砥部町におきましては2千万を提示しておりました、5年間で。年間400万円ということでございます。差し替えをお願いします。それから、次の農村工芸体験館の砥部焼体験サポートの分ということで、差し替えさせていただきましたのでまた次の、3番の農村工芸体験館については体験館の時に説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） よろしいでしょうか。他に質疑ございませんか。8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） ちょっと1点お聞きしたいんですが。この総評、審査結果の中に、1番に人員配置で適正な人員が確保されると、責任体制も最も明確にされておるといことで、確保されていると明記しております。今現在、職員いますか、パートも入れて、男が何名、女が何名、現在雇用しているのか、まずそれを1点お聞きしたいと思います。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 栗林議員さんのご質問にお答えします。人員配置に

つきましては女性3名、それから男性は店長と事務局長ということでございます。なお、1人産業開発公社の方の単独でございますが、高齢者の方がですね、1人臨時でですね、清掃をしていただいております。ですから、人員で言えば3人になりますが、その方はほとんど1週間に1日とか2日でございますので除けさせていただきますと、常時雇用しておりますのは、女性3名と男性2人でございます。失礼しました。正社員は1名でございます。産業開発公社正社員は事務局長の1名でございます。あとはすべて臨時雇用となっております。以上です。

○議長（西村良彰） 8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 男が2名と女性が3名、それと掃除は週に1日は、男の人ですか。掃除は別として、収益が人を入れてどんどんどんどん上がるとるんであれば、男性2名使用しても当然いいと思うんですけど、あまり私もこのいつ行ってもイベントの時にはたくさん人が来てくれておりますけど、普段通ってみますとほとんどもう人もあまり見かけない、そういうところに男性の職員が2人いるんであろうかと、ちょっと私も疑問に感じるんですが。1人にしてですね、パートの女性にしてもいいのではなかろうか、すると給料も大分違ってくると。どんどん売れて収益が上がって、これも収益が上がらなんだら、町のこれだけの助成では当然運営もできませんし、かなりの1日の、月の給料にしましても、かなり金額が上がってくると思うんですよ。私が言いたいのはいわゆる男性2人を1人にして、女性でも1人パートを雇用した方がだいぶ財政的にも違ってくるのではなかろうかと思うんですが。そこらへんのお考えはないか、お聞かせいただいたらと思います。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 町の指導といたしましてはですね、例年予算書等を総会資料に上げていただきまして、それでどういうふうに経営していくかということですね、各項目において、人事評価で使いますよというような部分でですね、提示をしていただいております。ですからそれに変更が生じる時には、事前に町の方なり、もちろん社長がいらっしゃるわけですから社長からですね、そういうなものが出てくるというふうに私どもは考えております。ですから、今平成19年から20年の3年間のですね、収益を見ましてもそれぞれ黒字決算で推移しておりますし、平成21年度につきましてもですね、何とかいけるんじゃないかなというふうな考え方でおると、事務局としてはおろうかと思うんですが。

○議長（西村良彰） 8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 私は、今課長が言ったのはいわゆる1年間のそれを計画に沿ってやっておると、黒字経営だと、だからそれでしたがつてそれに準じてやっていくたというように私は聞こえたと思うんですけど、私の提案としてはですね、できればそういうふうに、ちょっと私が感じたことはですね、2人男性もいらん、1人でいいんじゃないかなろうかと、その分を1人女性のパートでも雇ったらですね、それだけの費用がですね、浮いてくるのではなかろうかということをおもったんで、それを提案したので、また今後の課題として頭に入れていただいたらと思います。以上。

○議長（西村良彰） 他に質疑ございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第68号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第68号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第6 議案第69号 指定管理者の指定について（砥部町農村工芸体験館）  
（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（西村良彰） 日程第6議案第69号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） それでは議案第69号についてご説明申し上げます。指定管理者の指定について。次のとおり砥部町農村工芸体験館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございますが、砥部町農村工芸体験館でございます。通称砥部焼体験館というようなことでございます。指定管理者となる団体の名称はT. T. S（砥部焼体験サポート）ということでございます。指定管理者になる団体の所在につきましては、総津1798番地にお住まいでございます。指定の期間でございますが、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間でございます。提案理由でございますが、砥部町農村工芸体験館の管理及び運営を効果的かつ効率的に行なうため、提案するものでございます。次に、添付資料の3ページ目を差し替えをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。農村工芸体験館における選定結果でございますが、砥部焼体験館は総津117番地、灯りの宿と同じ地番にございます。平成19年から21年度まで指定管理者制度の導入を行なっております。今回は平成22年から27年までの5年間の指定管理を導入するものでございます。募集をしましたところ、申込団体はT. T. S（砥部焼体験サポート）1社でございました。審査でございますが、審査方法につきましては今までと同じ方法で、峡の館の審査と同じ方法で行ないました。採点表による採点を5人の委員で行い、合計点による総合得点方式で行いました。また選定の結果でございますが、2ページの選定基準に沿って行なったわけですが、1人150点の持ち点で5人でございますので750点が満点になろうかと思えます。続きまして、選定委員会における選定結果及び総評でございますが、最後のページの3ページ目でございます、差し替えていただいた部分になろうかと思えます。まず総評価点が750点中506点、約67%を獲得されまして、その次の4点で優れていると認められるので、選定をいたしました。1につきましては平等な利用が確保されていること、適正な人員配置が確保されているということで

ございます。2番目の構成では、同業者が進出しておりまして、適正な職能が確保されていることがみとめられております。焼物の体験でございますので、指導者が職能ということで技能のある方2人を確保しております。活動の実績を生かすことによって堅実な運営ができると認められるものでございます。また公益性に富み、地域社会貢献も期待できるものでございまして、5番目の指定管理料の額につきましては、提示額T. T. S（砥部焼体験サポート）660万円、5年間でございます。年間132万円でございます。砥部町の提示額も660万円5年間、年間132万円でございます。町といたしまして、指定管理者候補の決定を行なったわけでございますが、1社でございますので十分検討を行ないまして、総合的に判断した結果ですね、T. T. S（砥部焼体験サポート）を指定管理者に決定することといたしましたものでございます。なお、4ページは採点集計表となっております。ご参考に見ていただいたらと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。6番、山口元之君。

○6番（山口元之） この砥部町農村工芸体験館、この名前ですよね、農村工芸と言ったらわらじ作ったとか、そういうものも含まれると思うんですけど、これは砥部焼だけでしょ。これ年間どのぐらいの人がどこから来て、どのぐらい利用されてるんですか。述べ人数じゃなくて何人が、個人個人が何人来てるかをお願いします。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 来館者数でございますが、年間千、平成20年度ですね、1,444名来られております。で、町内の方、それから広田地域の方、それから大洲の方というふうなことで分けておればいいんですけども、全体の総数しか記載をされてないようございまして、ただ多いのは宇和、大洲、そういった方面の方が多いいということになっております。また、先ほど農村工芸体験館というところでございしましたが、現在の職種にいたしましては、砥部焼体験館というようなことで通称砥部焼体験館ということになっておりまして、元々平成5年に設置された時にはですね、農村工芸林業もございましたので、農村工芸体験館として設置されたものでございました。農林業も含めてですね、いろいろな品物をやりよったようございしますが、17年の合併以降はですね、砥部焼の体験の施設としてですね、活用されておるものでございます。以上で終わります。

○議長（西村良彰） 6番、山口元之君。

○6番（山口元之） 私が言いたいのはですね、見学に来たのか、それを作り、体験に来たのか、ものすごく違うと思うんですよ。そしてこれがね、砥部町の中に、広田に砥部焼の体験をする所が果たしているんかどうか。砥部にもあるじゃないですか。そこで一緒にしたのでいいと思うんですよ。そういう広田でしかできんような特殊なもんを作るのであればいいけど、あつたら入る人はそこへもし来たら一応入りますよね、見学に。それとはまた違うと思うんでね、僕はこれは止めてね、陶芸創作館、そこへまとめるべきやと思います。そういう点どう思いますか。

○議長（西村良彰） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） ただいまの山口議員さんのご質問にお答えしますが、合併以前から広田の地域で砥部焼を普及、発展さすという意味で造っておられますので、現在のところ2箇所ですとすることが適当ではないかと思っております。

○議長（西村良彰） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 実は今日5件の指定管理者の指定についてということで議案が提案されているんですが、この議案に関してということではないことをご理解いただければと思います。と言いますのは5件出されまして、資料を見ていただきましたらおわかりかと思いますが、選定の基準というふうなところでですね、教育委員会の関係のところでは区分の町民の平等な利用が確保されること、条例の第4条第1号、ここ配点は平等な利用が確保されない場合は失格というふうになっております。産業建設課関係のところでは配点が5点あります。その下に平等な利用が確保されない場合は失格というふうなことで、150分の5とか、200分の0だとか、分母はそれぞれ違うんですけど、基本的な指定管理者制度というふうなことからしましたら、何か建物によってそういう配点があるのとないのがあるというふうなあたりがちょっと理解しづらいなというふうなことで、その辺の考え方を一つと整理していただくことが必要じゃないかなというふうに思いましたのと、同じく例えば文化会館、図書館、それからグラウンド、田ノ浦の町民グラウンドのところでも、区分は基本的には一緒なんですけど、配点の点数に差がありますし、なおかつ例えば文化会館、図書館については当該施設の管理に要する経費の削減できる見込みがあること、条例の第4条の第4号のところでは配点が50点と、総点が200点ということですから、ウエイトにすると4分の1、25%。片やグラウンドの同じ項目を見ましたら、120点、合計が235点ということですので、約半分の50%になってるというふうなことで、それぞれの施設の特徴なり、役割なり考えた上で配点がこうなっているかと思っておりますけれども、そのへんもですね、少し整合性があるのかどうかの検証なんかも含めていただいて、今後指定管理者制度をまた導入する予定もあろうかと思っておりますけれども、基準が同じような形で比較ができるようにしていただければ、私もまた議論もしやすくなるのではないかと思います。そんな要望も含めてこの場で発言をさせていただきました。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいま佐々木議員さんの方からお話がありましたが、やはり私は目的によって当然変わるべきだと思っております。そして、同じ基準ですとすれば、それは前もって相談してやる、やぶさかではありません。しかし、目的が違うわけですので、どこへ点数をおくかというのは非常に微妙なところで、当然あって然るべきと、いうふうに私は考えております。

○議長（西村良彰） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 今の最後の問題も、全般的にですけど、広田と砥部でその体験を、同じようなもんがあるの言われるけど、やっぱり広田ももうちょっと原点にかえ



って農産物も作るようなことも入れて存続をするようなことを考えていく、そういうことはいいんじゃないかなと。それとともに、いろんな批判は簡単なんですけど我々もやはり研修に行って、そこを研修して変えよりますから、そういうところももっとアドバイスをさせていただいて、砥部町の施設とかいろんなもんが前向きに進むような考えも我々もしなくてはいけないんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（西村良彰） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第69号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第69号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第7 議案第70号 公の施設の区域外設置に関する協議について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（西村良彰） 日程第7議案第70号公の施設の区域外設置に関する協議についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長(原田公夫) 議案第70号公の施設の区域外設置に関する協議について。公の施設の区域外設置について次のとおり伊予市から協議があったので議会の議決を求める。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、地方自治法第244条の3第1項の規定により、伊予市から協議があったので、同条第3項の規定により提案するものである。自治法の244条の3の内容でございますが、普通地方公共団体はその区域外においても、また関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができるという内容でございます。それにつきまして、3項において、協議については地方公共団体の議会の議決を得なければならないというふうに規定されております。で、資料としまして位置図、現況の写真、条例等載せておりますが、内容は議案の方で説明させていただきます。まず1としまして設置する公の施設の名称でございます。大谷池公衆便所。この大谷池公衆便所は設置から33年を経過しております。昭和51年に設置されたものでございます。2設置の目的、老朽化した既存の公衆便所を改築し、大谷池周辺を散策する者の利便を図るため。3設置の場所、伊予郡砥部町七折638番地1でございます。所有者は伊予郡大谷池土地改良区所有の土地でございます。4点目、経費の負担でございますが、すべての経費は伊予市が負担するという内容でございます。5使用の条件といたしましては、公衆便所を伊予市の条例の規定の定めるところによると。その他設置に関し必要な事項は協議して定めるというふうな内容でございます。既存施設の改修という内容でございます。以上で議案第70号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいた

します。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番、三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 本件については異論はございませんが、ただほとんどの方がこの伊予市、あの池の中心が境界線であるということは初めて見た方もおいでると思うんです。私もこの辺ではと思ったが、ここの堤防で終わるとするのか、まだそれから原のどこ、あそこは原というんですけどね、あの下まであるのか書いていただくと初めて見た方もご認識していただけるんじゃないかと思っておりますので、大体どの辺たりぐらいまでがいわゆる砥部町のあれになっておいでるのか。

○議長（西村良彰） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 添付の資料1ページを見ていただいたらと思いますが、堤防より下の方へ点線が伸びておりまして、右側に若干家数件は砥部町の地番に建っております。堤防よりは若干下へ降りた所までということで、住宅地図等で線が入っているのを見せた方がわかりやすかったかもしれませんが、そのあたりはまた委員会の方で出ささせていただきたいと思っておりますのでご了承いただけたらと思います。

○議長（西村良彰） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第70号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第70号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第8 議案第71号 砥部町支所設置条例の一部改正について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（西村良彰） 日程第8議案第71号砥部町支所設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第71号砥部町支所設置条例の一部改正について。砥部町支所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、支所の位置を変更するため提案するものでございます。内容につきましては、現在広田交流センターが建設されておりますが、その中へ支所が移転するというところでございまして、地番の変更でございます。総津385番地から総津409番地へ改めるものでございます。この条例は22年4月1日から施行する。以上で議案第71号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第71号は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第71号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第9 議案第72号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（西村良彰） 日程第9議案第72号砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第72号砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について。砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されたため、提案するものである。内容としましては、新旧対照表を見ていただきたいと思います。今回の改正によりまして、船員保険制度の改正がございました。それによりまして、地方公務員である船員の内、再任用短時間勤務職員については、常勤の地方公務員と同様、地方公務員災害補償法の規定に基づく補償を行なうことになりました。それに伴いまして、条文中に関係しておる部分を、船員の部分が職員と2条のところでは適用除外という内容で載っておりますが、それが適用になるということで、削除するものでございます。また、16条におきましても、船員に関する部分に触れておりますので、その部分を削除するという内容でございます。現在本町にはこれに該当する職員はございません。以上で議案第72の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第72号は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第72号は、総務文教常任委

員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議で
お願いします。

~~~~~

**日程第10 議案第73号 砥部町教職員住宅条例の一部改正について**  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(西村良彰) 日程第10議案第73号砥部町教職員住宅条例の一部改正につ  
いてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務  
局長。

○教育委員会事務局長(藤田正純) 議案第73号砥部町教職員住宅条例の一部改正  
についてご説明申し上げます。砥部町教職員住宅条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに定める。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。砥部町教職員住宅条例  
の一部改正の中でございますが、第2条の表中「広田小中学校教職員住宅」と入って  
おります。これにつきまして、「広田小学校教職員住宅」に改めるものでございます。  
附則、この条例は公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。提案理由  
でございますが、広田中学校の閉校に伴いまして教職員住宅の名称を変更するため、  
提案するものでございます。以上で議案第73号の説明を終わらせていただきます。  
ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村良彰) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありません  
か。

[質疑なし]

○議長(西村良彰) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第73号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと  
思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(西村良彰) 異議なしと認めます。よって、議案第73号は、総務文教常任  
委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議  
でお願いします。

~~~~~

日程第11 議案第74号 砥部町立学校施設利用条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(西村良彰) 日程第11議案第74号砥部町立学校施設利用条例の一部改正
についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会
事務局長。

○教育委員会事務局長(藤田正純) 議案第74号砥部町立学校施設利用条例の一部
改正につきまして、ご説明申し上げます。砥部町立学校施設利用条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。今回の

条例改正でございますが、新旧対照表の方をご覧いただいたらと思います。別表の中で、運動施設使用料の中で、小中学校の運動場の項中、「広田中学校310」というのがあります。これを削らせていただきます。また、小中学校屋内運動場の項中「砥部小学校480」というのを「砥部小学校480 広田小学校420」に改め、「広田中学校420」を削るものでございます。附則、この条例は公布の日から施行する。提案理由でございますが、広田中学校の運動場が社会体育施設に変わります。広田中学校の屋内運動場につきましては、広田小学校の屋内運動場に財産変更されるため、提案するものでございます。以上で議案第74号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第74号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第12 議案第75号 砥部町公民館条例の一部改正について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（西村良彰） 日程第12議案第75号砥部町公民館条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 議案第75号砥部町公民館条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。砥部町公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。今回改正する条例につきましては新旧対照表の方をご覧いただいたらと思います。まず1ページ目でございますが、別表第1で地区公民館と入っております。この中で広田地区公民館が総津の376番地でございます。これを砥部町広田交流センター、位置につきましては総津の409番地に改めるものでございます。次に別表第2で中央公民館の使用料の関係でございますが、一番下に講座室、1時間当たり1,280円となっております。これを1,340円に改めるものでございます。次2ページ目でございますが、講堂につきましては3,090円を3,790円、体育館につきましては370円を全面使用の場合550円、半面使用の場合370円に改めるものでございます。次に、千里地区公民館の使用料につきましては、ホールにつきましては170円を250円に、和室を50円から70円に、調理実習室を100円から150円に改めるものでございま

す。次に広田地区公民館の使用料ですが、これは名称変更に伴いまして、広田交流センター使用料に改めます。大ホールにつきましては、580円から1,340円、講義室につきましては160円から名称を和室1に変更し370円。和室につきましては160円から和室2に改め370円。青年学習室につきましては150円から研修室に改め470円。生活改善室につきましては170円から調理実習室に改め640円。以上、新旧対照表でご説明申し上げましたが、元に戻っていただきまして、一番下でございますが、附則、施行期日でございますが、2枚目の方をお願いします。この条例は平成22年4月1日から施行する。経過措置としまして、この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以降による砥部町公民館の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた中央公民館の利用の許可に係る使用料についてはなお従前の例による。提案理由でございますが、広田地区公民館の名称変更及び使用料手数料等見直し基準に基づきまして、使用料等の原価計算の結果を踏まえ、適正価格に改正するため提案するものでございます。以上で議案第75号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。〔質疑なし〕

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第75号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第13 議案第76号 砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（西村良彰） 日程第13議案第76号砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 議案第76号砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。砥部町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。今回この条例中、軽運動室の項目中570を850に改めるものでございますが、金額の改正でございます。附則、施行期日でございますが、この条例は平成22年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に受ける勤労青少年ホームの利用の許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた勤労青少年ホームの許可に係る使用料については、なお従

前の例による。提案理由でございますが、使用料手数料等見直し基準に基づきまして、使用料等の原価計算の結果を踏まえ適正価格に改正するため提案するものでございます。以上で議案第76号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第76号は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第14 議案第77号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について

##### （説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（西村良彰） 日程第14議案第77号砥部町立社会体育施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 議案第77号砥部町立社会体育施設条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。砥部町立社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。それでは新旧対照表の方でご説明申し上げますので、まず新旧対照表の1ページをご覧くださいと思います。体育施設の名称及び位置につきまして変更するものでございますが、大南町民広場の下に砥部町広田町民グラウンドを付け加えまして、位置につきましては砥部町総津386番地でございます。一番下の方でございますが、砥部町立広田中学校夜間照明施設、位置が砥部町総津386番地となっております。これを削ります。次に2ページ目をお願いします。使用料の関係でございますが、一番上の方に砥部町大南町民広場、夜間につきまして1,080円を1,400円に改めるものでございます。次に新たに付け加えました砥部町広田町民グラウンドにつきましては、1時間昼間310円、夜間につきましては1,490円。次に、真ん中よりちょっと下になりますが、砥部町立麻生小学校夜間照明施設、1時間当たり1,230円を1,470円に。一番下にあります砥部町立広田中学校夜間照明施設1,490円、これを削るものでございます。元に戻っていただきますと、附則としまして、施行期日でございますが、この条例は平成22年4月1日から施行する。経過措置としまして、この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に受ける砥部町立社

会体育施設の利用の許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた砥部町立社会体育施設の利用の許可に係る利用料については、なお従前の例による。提案理由でございますが、名称変更及び使用料手数料等見直し基準に基づき、使用料等の原価計算の結果を踏まえ、適正価格に改正するため提案するものでございます。議案第77号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第77号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第15 議案第78号 砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（西村良彰） 日程第15議案第78号砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 議案第78号砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。今回条例改正させていただきますのは、砥部町総合公園の名称を変えさせていただくものでございまして、砥部町陶街道ゆとり公園という名称に改めるものでございます。これにつきましては、10月1日から19日までの間、広報とべまたホームページで一般の住民の方々から名称変更につきましての公募を受け付けさせていただきました。応募総数が84名の方々からいただきまして、81点の名称の案を出していただきました。その後、11月9日に選定委員会を開催しまして、検討した結果、この該当する名称につきましてはございませんでしたが、選定委員さんのお話で「陶街道」と「ゆとり」というような名称を引っ付けるようなかたちでのご提案がございましたので、砥部町陶街道ゆとり公園と決定をさせていただくものでございます。条文の中にはこの名称変更に伴いますところが各条や各別表等の中にかなり出てまいりますのが、すべて名称変更に伴う改正でございますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。附則でございますが、この条例につきましては平

成 2 2 年 4 月 1 日 から施行する。提案理由でございますが、砥部町総合公園の名称を変更するため、提案するものでございます。以上で議案第 7 8 号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第 7 8 号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第 7 8 号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、1 2 月 1 1 日の本会議でお願いいたします。



日程第 1 6 議案第 7 9 号 砥部町保育所条例の一部改正について
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（西村良彰） 日程第 1 6 議案第 7 9 号砥部町保育所条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大西介護福祉課長。

○介護福祉課長（大西潤） 議案第 7 9 号砥部町保育所条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 2 1 年 1 2 月 4 日提出、砥部町長中村剛志。提案理由をご覧ください。提案理由につきましては、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金についての一部改正について、平成 2 1 年 7 月 9 日厚生労働省発雇児 0 7 0 9 第 6 号による保育単価等の改正があり、本町の保育料徴収基準表についても適正に改正するため提案するものであります。次のページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正につきましては、国の徴収基準に基づきまして、この表中の階層区分の D 1 から D 9 までの定義につきまして、所得税課税世帯の所得税の額の区分を見直し、徴収金額を定めております。徴収金額につきましては、3 歳未満児の場合はトータルでは改選前と同額程度に設定をしております。3 歳以上児の場合は近隣市長と比較いたしまして調整を行ない、減額となっております。従いまして、徴収金額は全体で 3. 9 % の減となっております。前のページにお戻りください。附則をご覧ください。この条例は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。以上で議案第 7 9 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。1 番、佐々木隆雄君。

○1 番（佐々木隆雄） 現行と改正案のところの階層区分、A、B、C 以下 D 9 までありますが、現状の数字を教えてください。それとあと、単純に現行の方が改正案の方

に移行した場合に、例えばどこか階層がずれることなんかが出てくる人もいるかと思うんですが、その辺の数字をつかんでいるようでしたら教えていただければと思います。

○議長（西村良彰） 大西介護福祉課長。

○介護福祉課長（大西潤） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。階層区分のA～D全部ですか。Dで結構ですか。D1からの区分でございますが、金額じゃなくて人数でよろしいんですか。D1につきましては、現在が15名おります。3歳児未満の場合ですね、15名。3歳児以上の場合が24名。これは改正前と改正後の園児の人数ですので、変わりませんので。D2につきましては3歳児未満児が9名。そして3歳児以上の場合が11名。D3につきましては3歳児未満児が9名、3歳児以上児が19名。D4につきましては3歳児未満児が17名、3歳児以上が16名。D5につきましては3歳児未満児が6名、3歳児以上児が6名。D6につきましては3歳児未満児が9名、以上児が12名。D7につきましては未満児が4名、以上児が7名。D8につきましては未満児が0、以上児が1名。D9につきましては未満児が1名、以上児が2名。合計未満児が70人、以上児が98人、168人となっております。以上でよろしいでしょうか。以上で終わります。

○議長（西村良彰） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第79号は、厚生設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時10分の予定です。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時10分

~~~~~

日程第17 議案第80号 平成21年度砥部町一般会計補正予算（第5号）

日程第18 議案第81号 平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第3号）

日程第19 議案第82号 平成21年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算  
（第2号）

日程第20 議案第83号 平成21年度砥部町公共下水道特別会計補正予算  
（第2号）

日程第21 議案第84号 平成21年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第85号 平成21年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（西村良彰） 再開します。日程第17議案第80号から日程第22議案第85号までの平成21年度補正予算に関する6件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 補正予算6件につきまして、私の方から一括して説明させていただきます。まず議案第80号砥部町一般会計補正予算（第5号）1ページをお願いいたします。議案第80号平成21年度砥部町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ4,973万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ69億2,976万5千円とするものでございます。内容につきましては、人勧に伴います人件費の削減でありますとか、総務費関係で全国瞬時警報システム整備事業とか、衛生費関係では新型インフルエンザワクチンの接種事業などがございます。詳細につきましては、お手元に議案概要の中の6ページ以降に補正予算の概要としてお示ししておりますので、また後ほどご覧になっていただけたらと思います。続きまして、第2条債務負担行為補正でございますが、予算書の方の4ページをご覧ください。午前中にも審議がございましたが、指定管理者の指定に伴いまして5年間の管理費用の債務負担行為でございます。ご覧のとおりでございますので説明は省略させていただきます。それから、第3条の地方債補正でございますが、お隣りの5ページをご覧ください。これにつきましては、過疎対策事業債の限度額を300万円増やしまして、1億7,880円とするものでございます。これにつきましては地域間交流施設整備事業に充当する予定でございます。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の1ページをお願いいたします。議案第81号平成21年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条直営診療施設勘定は歳入歳出それぞれ263万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億2,671万6千円とするものでございます。内容につきましては人事院勧告に基づく人件費の減額補正となっております。この歳出減に伴います歳入の減額は一般会計からの繰入金を減額しております。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。国民健康保険につきましては以上でございます。

続きまして、介護保険事業の補正予算をお願いいたします。1ページをお願いいたします。議案第82号平成21年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出補正予算として保険事業勘定5万円を減額し、歳入歳出それぞれ17億1,746万7千円とするものでございます。ここも人勧に基づく人件費補正、それから地域支援事業の減額などがございます。歳入につきましては国県の支出金でありますとか、一般会計繰入、介護保険料を減額しております。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。介護保険の補正については以上でござ

ざいます。

続きまして、公共下水道特別会計の補正予算をお願いいたします。1ページをお願いいたします。議案第83号平成21年度砥部町の公共下水道特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。第1条として、歳入歳出それぞれ29万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ13億8,951万4千円とするものでございます。これにつきましても人勧に基づく人件費の補正でございます。これに伴いまして歳入につきましても一般会計からの繰入金を減額しております。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。公共下水道特別会計補正は以上でございます。

続きまして、浄化槽特別会計補正予算(第1号)の1ページをお願いいたします。議案第84号平成21年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。第1条歳入歳出それぞれ77万8千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億645万2千円とするものでございます。これにつきましても人事院勧告に基づく人件費補正によるものでございます。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。浄化槽特別会計補正予算については以上です。

最後に水道事業会計補正予算でございますが、1ページをお願いいたします。議案第85号平成21年度砥部町水道事業会計補正予算(第3号)、第2条としまして平成21年度砥部町水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正するというので、まず収入第1款第1項営業収益を700万円増額いたします。続いて第2款第1項営業収益を100万円増額いたします。計800万円の増額で3億4,208万4千円とするものでございます。支出でございますが、第1款第1項営業費用を831万円増額。第2款第1項営業費用100万円増額いたします。合計931万円の増額補正でございます。3億2,739万円とするものでございます。この内容につきましても予算概要の中に入れておりますのでご覧になっていただけたらと思います。それから第3条として、予算第4条本文括弧中不足する額、1億3,349万5千円を不足する額1億3,338万円に改める等とすることで、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございまして、支出を11万5千円減額して合計1億5,358万1千円とするものでございます。平成21年12月4日提出、砥部町長中村剛志。以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(西村良彰) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(西村良彰) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第80号から議案第85号までの平成21年度補正予算に関する6件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり。]

○議長(西村良彰) 異議なしと認めます。よって議案第80号から議案第85号ま

での平成21年度補正予算に関する6件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 1時20分 散会

平成21年第4回定例会（第3日） 会議録

|                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                                                      | 平成21年12月11日                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 招集場所                                                       | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 開 会                                                        | 平成21年12月11日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 応招議員                                                       | 1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司<br>4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之<br>7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 井上洋一<br>13 番 中村茂          14 番 中島博志      15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                         |  |
| 不応招議員                                                      | なし                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 出席議員                                                       | 出席議員は、応招議員の16名                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 欠席議員                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| 地方自治法<br>第121条の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏 名 | 町 長            中村 剛志      副町長          佐川 秀紀<br>教 育 長        佐野 弘明      総務課長        原田 公夫<br>企画財政課長   松下 行吉      戸籍税務課長   武智 充吉<br>会計管理者     松村 昇二      教育委員会事務局長 藤田 正純<br>介護福祉課長   大西 潤        保険健康課長   日浦 昭二<br>産業建設課長   相田由紀夫    生活環境課長   東岡 秀樹 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                         | 議会事務局長 正岡 修平                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 傍聴者                                                        | 1名                                                                                                                                                                                                                                                 |  |

平成21年第4回砥部町議会定例会議事日程 第3日

- 日程第1 議案第65号 指定管理者の指定について  
(砥部町文化会館及び砥部町立図書館)
- 日程第2 議案第66号 指定管理者の指定について  
(砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場)
- 日程第3 議案第67号 指定管理者の指定について  
(砥部町交流ふるさと研修の宿)
- 日程第4 議案第68号 指定管理者の指定について  
(砥部町峡の館)
- 日程第5 議案第69号 指定管理者の指定について  
(砥部町農村工芸体験館)
- 日程第6 議案第70号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 日程第7 議案第71号 砥部町支所設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第72号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第73号 砥部町教職員住宅条例の一部改正について
- 日程第10 議案第74号 砥部町立学校施設利用条例の一部改正について
- 日程第11 議案第75号 砥部町公民館条例の一部改正について
- 日程第12 議案第76号 砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正について
- 日程第13 議案第77号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について
- 日程第14 議案第78号 砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について
- 日程第15 議案第79号 砥部町保育所条例の一部改正について

- 日程第16 議案第80号 平成21年度砥部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第81号 平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第3号）
- 日程第18 議案第82号 平成21年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 日程第19 議案第83号 平成21年度砥部町公共下水道特別会計補正予算  
（第2号）
- 日程第20 議案第84号 平成21年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第85号 平成21年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 請願第 1号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」  
採択についての請願について
- 日程第23 請願第 2号 食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める  
請願について
- 日程第24 請願第 3号 地方切り捨てを許さず、事務所・出張所の存続を求める  
請願について
- 日程第25 請願第 4号 労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求  
める請願について
- 日程第26 請願第 5号 暮らし支える行政サービスの拡充を求める請願について
- 日程第27 請願第 6号 最低保障年金制度の創設について意見書の提出を求める  
請願について
- 日程第28 陳情第 1号 『「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかなる早期制  
定を求める意見書』の提出を求める陳情について
- 日程第29 陳情第 3号 農業振興に関する要望について
- 日程第30 陳情第 4号 じん肺とアスベスト根絶を求める陳情について
- 日程第31 同意第 6号 砥部町教育委員会委員の任命について



日程第32 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第1 発議第6号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな  
制定を求める意見書提出について

追加日程第2 発議第7号 「新過疎法」の制定を求める意見書提出につ  
いて

追加日程第3 発議第8号 高速道路原則無料化の方針撤回を求める意見書  
提出について

追加日程第4 発議第9号 認定こども園制度のさらなる推進を求める  
意見書提出について

追加日程第5 発議第10号 国産材を使用した木造住宅(エコ住宅)の振興を  
求める意見書提出について

平成21年第4回砥部町議会定例会  
平成21年12月11日（金）  
午前9時30分開会

○議長（西村良彰） 現在の出席議員は16名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第65号 指定管理者の指定について（砥部町文化会館及び砥部町立図書館）

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 日程第1議案第65号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） それではご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第65号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第65号指定管理者の指定については、砥部町文化会館及び砥部町立図書館の管理及び運営に関する業務を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者を指定するもので、指定管理者はアクティオ株式会社、期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間となっています。適正な審査に基づき指定管理者候補の決定がなされていると認められ、よって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第65号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第66号 指定管理者の指定について（砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場）

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 日程第2議案第66号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第66号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第66号指定管理者の指定については、砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場の管理及び運営に関する業務を、効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定するもので、指定管理者は芙蓉(ふよう)メンテナンス株式会社、期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間となっています。適正な審査に基づき指定管理者候補の決定がなされていると認められ、よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第66号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第67号 指定管理者の指定について（砥部町交流ふるさと研修の宿）
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 日程第3議案第67号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第67号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第67号は、砥部町交流ふるさと研修の宿の管理及び運営に関する業務を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定するもので、指定管理者となる団体の名称は、グリーンプロジェクト、指定期間は、平成22年4月1日か

ら平成27年3月31日までの5年間となっています。適正な審査に基づき指定管理者候補の決定がなされていると認められ、よって、議案第67号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第67号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第68号 指定管理者の指定について（砥部町峡の館） （産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 日程第4議案第68号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第68号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第68号は、砥部町峡の館の管理及び運営に関する業務を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定するもので、指定管理者となる団体の名称は、有限会社砥部町産業開発公社、指定期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間となっています。適正な審査に基づき指定管理者候補の決定がなされていると認められ、よって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第68号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第69号 指定管理者の指定について（砥部町農村工芸体験館）
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 日程第5議案第69号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第69号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第69号は、砥部町農村工芸体験館の管理及び運営に関する業務を効果的かつ効率的に行うため指定管理者を指定するもので、指定管理者となる団体の名称は、T. T. S（砥部焼体験サポート）で、指定期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間となっています。適正な審査に基づき指定管理者候補の決定がなされていると認められ、よって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。
〔質疑なし〕

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。
〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第69号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第70号 公の施設の区域外設置に関する協議について  
（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 日程第6議案第70号公の施設の区域外設置に関する協議についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第70号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第70号公の施設の区域外設置に関する協議については、伊予市が砥部町七折638番地1に設置している大谷池公衆便所について、設置場所である本町に対し地方自治法第244条の3第1項の規定により当該施設の老朽化に伴う改築についての協議があったもので、施設の整備費、維持管理費その他施設の設置に関するすべての経費は、伊予市が負担することとなっています。協議の内容は適正と認められ、よって議案第70号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第70号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第70号公の施設の区域外設置に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第71号 砥部町支所設置条例の一部改正について (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 日程第7議案第71号砥部町支所設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第71号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第71号砥部町支所設置条例の一部改正については、現在建設中のひろた交流センターに広田支所を移転することに伴い支所の位置を砥部町総津409番地に改正するもので、条例第2条の表において適切な措置がなされていません。よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第71号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第71号砥部町支所設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第72号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 日程第8議案第72号砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第72号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第72号砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い船員保険法に基づく船員保険の被保険者も本条例における職員の対象とするため改正するもので、第2条において適切な措置がなされています。よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第72号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第72号砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第73号 砥部町教職員住宅条例の一部改正について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 日程第9議案第73号砥部町教職員住宅条例の一部改正につい

てを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第73号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第73号砥部町教職員住宅条例の一部改正については、広田中学校の閉校に伴い広田小中学校教職員住宅の名称を広田小学校教職員住宅に変更するもので、条例第2条の表において適切な措置がなされています。よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第73号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第73号砥部町教職員住宅条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第74号 砥部町立学校施設利用条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 日程第10議案第74号砥部町立学校施設利用条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第74号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第74号砥部町立学校施設利用条例の一部改正については、広田中学校運動場が社会体育施設に、広田中学校屋内運動場が広田小学校屋内運動場に財産変更されたため改正するもので、条例別表の1運動施設使用料から広田中学校に係る名称及び使用料を削り、同表小・中学校屋内運動場の区分で広田小学校420円の使用料を定めています。適切な措置がなされていると認められ、よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありま



せんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第74号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 砥部町立学校施設利用条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第75号 砥部町公民館条例の一部改正について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 日程第11 議案第75号砥部町公民館条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第75号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第75号砥部町公民館条例の一部改正については、広田地区公民館の名称変更及び使用料手数料等見直し基準に基づく使用料等の原価計算の結果を踏まえ使用料を適正価格に改正するもので、条例別表第1において、砥部町広田地区公民館の名称を砥部町ひろた交流センターに、その位置を砥部町総津409番地に改めています。また、別表第2において、砥部町中央公民館については、講座室、講堂及び体育館の使用料を、砥部町千里地区公民館については、ホール、和室及び調理実習室の使用料を改正するとともに、砥部町ひろた交流センターの各室の使用料が定められています。いずれも適切な改正がなされていると認められ、よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第75号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第75号砥部町公民館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 1 2 議案第 7 6 号 砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西村良彰) 日程第 1 2 議案第 7 6 号砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。1 2 月 4 日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第 7 6 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 7 6 号砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正については、使用料手数料等見直し基準に基づく使用料等の原価計算の結果を踏まえ使用料を適正価格に改正するもので、条例別表において軽運動室の使用料を 8 5 0 円に改めています。よって、適切な改正がなされていると認められ、議案第 7 6 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長(西村良彰) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長(西村良彰) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長(西村良彰) 討論なしと認めます。

議案第 7 6 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(西村良彰) 異議なしと認めます。よって、議案第 7 6 号砥部町勤労青少年ホーム条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 1 3 議案第 7 7 号 砥部町立社会体育施設条例の一部改正について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西村良彰) 日程第 1 3 議案第 7 7 号砥部町立社会体育施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。1 2 月 4 日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第 7 7 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 7 7 号砥部町立社会体育施設条例の一部改正については、名称変更及び使用料手数料等見直し基準に基づく使用料等の原価計算の結果を踏まえ使用料を適正価格に改正するもので、条例第 2 条の表において砥部町ひろた町民グラウンドの名称及び位置が加えられ、砥部町立広田中学校夜間照明施設の項が削られています。また、別表に砥部町ひろた町民グラウンドの使用料が加えられ、砥部町

立広田中学校夜間照明施設の項を削るとともに、大南町民広場の夜間使用料、麻生小学校の夜間照明施設の使用料を改める改正がなされています。いずれも適切な改正がなされていると認められ、よって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第77号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第77号砥部町立社会体育施設条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第14 議案第78号 砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 日程第14議案第78号砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第78号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第78号砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正については、「砥部町総合公園」を「砥部町陶街道ゆとり公園」に名称変更することによるもので、これに伴う条文の整備を行なっています。よって、適切な改正がなされていると認められ、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第78号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第78号砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第79号 砥部町保育所条例の一部改正について
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 日程第15議案第79号砥部町保育所条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（栗林政伸） ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして厚生常任委員会に付託されました議案第79号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第79号砥部町保育所条例の一部改正については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の一部改正による保育単価等の改正があり、本町の保育料徴収基準表についても適正に改正するもので、3歳未満児については現状とほぼ同額、3歳以上児については減額で全体で約3.9%の保育料が軽減される内容となっています。よって、議案第79号は適切な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。
〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第79号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第79号砥部町保育所条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第80号 平成21年度砥部町一般会計補正予算（第5号）

日程第17 議案第81号 平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第3号）

日程第 18 議案第 82 号 平成 21 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算  
(第 2 号)

日程第 19 議案第 83 号 平成 21 年度砥部町公共下水道特別会計補正予算  
(第 2 号)

日程第 20 議案第 84 号 平成 21 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 21 議案第 85 号 平成 21 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 3 号)  
(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西村良彰) 日程第 16 議案第 80 号から日程第 21 議案第 85 号までの平成 21 年度補正予算に関する 6 件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(栗林政伸) ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして厚生常任委員会に付託されました補正予算 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第 80 号平成 21 年度砥部町一般会計補正予算(第 5 号)のうち当委員会に所管する項目の主なものは、民生費では、障害者福祉費関係で、生活保護世帯のペースメーカー植込み手術 1 件に係る医療費給付のための自立支援医療給付事業費 500 万 5 千円、利用者の増加に伴う介護給付費や訓練等給付費、通所サービス利用促進事業費などの介護給付費等支給事業費 2,888 万 7 千円の増額を、国民健康保険総務費で、国民健康保険特別会計への繰出金 263 万円の減額を、介護保険総務費で、介護保険特別会計への繰出金 1 万円の減額を、児童福祉費関係で、砥部小学校及び麻生小学校の 2 箇所の放課後児童クラブでの障害児受入れに伴う指導員 2 人増員のための臨時雇い賃金 238 万 2 千円、保育所への 3 歳未満児の入所の増加や、障害児の入所に伴う臨時保育士 3 人増員の賃金 977 万 8 千円、児童手当の支給対象児童の増加に伴う扶助費 167 万 5 千円、乳幼児医療費の増加に伴う乳幼児医療費助成事業費 275 万円の増額を、衛生費では、予防費で、新型インフルエンザワクチンの優先的接種対象者のうち低所得者の経済的負担を軽減するための助成金 1,401 万 9 千円、健康増進費で、健康診査や各種検診などの受診希望調査を行なうための郵送料 96 万 4 千円増額を、教育費で、宮内幼稚園のホール床下の白蟻被害個所修繕料 10 万 8 千円、麻生幼稚園保育室用大型石油ストーブ購入費 7 万 3 千円の増額を行なっています。その他、人事院勧告及び人事異動等に伴い関係科目の人件費補正をしております。

次に、議案第 81 号平成 21 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)では、直営診療施設勘定の総務費で、人事院勧告や医師の交替等に伴い人件費 263 万円を減額し、歳入は、一般会計からの繰入金を減額しています。

次に、議案第 82 号平成 21 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)では、保険事業勘定の地域支援事業費で、主任ケアマネージャー研修会参加負担金 5 万円減額、利用者の減による家族介護用品支給費 37 万 9 千円を減額し、その他人件

費補正をしております。歳入は、介護保険料、国・県支出金、一般会計繰入金で調整しています。いずれも、適正な補正がなされており、補正予算3件については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第80号砥部町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に所管する主な項目については、農林水産業費では、7月・8月の大雨により発生した農道、水路等12路線、19箇所の崩土を取り除くための機会借上げ料236万5千円、県営砥部地区かんがい排水事業償還金特別助成460万円、県営で実施している農業農村整備事業の特別賦課金18万円の増額を、商工費では、陶芸創作館の事務用パソコンの買い替え費用10万円、交流ふるさと研修の宿の給水タンクユニット修繕料24万2千円の増額を、土木費では、7月・8月の大雨により発生した町道30路線、76箇所の崩土を取り除くための機会借上げ料390万円の増額、公共下水道特別会計への繰入金29万7千円の減額、町営住宅火災警報器設置工事に対し社団法人全国公営住宅火災共済機構から47万4千円の補助金が交付されることによる財源組替えを行なっています。その他、人事院勧告及び人事異動等に伴う関係科目の人件費補正を行なっています。

次に、議案第83号平成21年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）については、公共下水道事業費で、人事院勧告による人件費29万7千円を減額し、歳入は一般会計からの繰入金を減額しています。

次に、議案第84号平成21年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）については、浄化槽点検管理費で、人事院勧告による人件費77万8千円を減額し、歳入は前年度からの繰越金を減額しています。

次に、議案第85号平成21年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）については、上水道事業費用で、濁水対策用ポンプ購入費60万円、高尾田水利組合野津郷利用補償金100万円、メーター取り付けや水道接続などの給水工事費700万円の増額を、簡易水道事業費用で水道接続などの給水工事費100万円の増額を行なっています。その他、人事院勧告等により関係科目の人件費の減額補正を行なっています。収入は、営業収益800万円の増額及び過年度分損益勘定留保資金での補てん額11万5千円を減額しています。いずれも適切な補正がなされており、議案第80号・83号・84号・85号については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ご報告を申し上げます。

○議長（西村良彰） 中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。12月4日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご

報告申し上げます。

議案第80号平成21年度砥部町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、議会費で、臨時会の開催回数の増加等に伴う議員費用弁償41万6千円を増額、総務費で、建設コンサルタント業務の入札制度の改革に伴う入札契約システム設定変更委託料15万8千円、砥部地区で整備を予定している全国瞬時警報システム整備事業費974万9千円、外山区が砥石山公園にトイレを整備する事業に対するコミュニティ施設整備事業交付金250万円、定額給付金事務費補助金の国への返還金310万円を増額、消防費で、消防庁から無償貸与され第14分団に配備する消防団車両の登録費用13万円を増額、教育費で、国の補助予算見直しにより補助金の交付が中止となったことに伴う小中学校電子黒板整備事業費918万8千円の減額、地域間交流施設の竣工式に係る費用64万2千円、地域間交流施設の水道及び農業集落排水への加入金51万8千円、図書館協議会委員の報酬2万4千円、図書館システム環境変更委託料など図書館の指定管理移行に係る費用80万2千円の増額を、また、公民館費で、砥部陶街道文化祭り芸術文化フェスタに対し県から委託金54万2千円の交付があったことによる財源組替えを行なっています。その他、人事院勧告及び人事異動等に伴う関係科目の人件費補正を行なっています。歳入については、分担金及び負担金757万9千円、国庫支出金1,169万5千円、県支出金3,091万円、諸収入115万9千円、町債300万円を増額し、繰越金461万1千円の減額で調整しています。また、指定管理者の指定に伴い砥部町農村工芸体験館、砥部町峡の館、砥部町文化会館及び砥部町立図書館、砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場の指定管理委託料に対する債務負担の追加に伴う債務負担行為補正及び地域間交流施設に係る過疎対策事業債増額による地方債補正を行なっています。以上、議案第80号については、適切な措置がなされており、よって、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第80号 平成21年度砥部町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第80号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第80号 平成21年度砥部町一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第81号平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第81号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第81号平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第82号平成21年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第82号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第82号平成21年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第83号平成21年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第83号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第83号平成21年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第84号平成21年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第84号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第84号平成21年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第85号平成21年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。



[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第85号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第85号平成21年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。ここでしばらく休憩します。再開は10時40分の予定です。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~

日程第22 請願第1号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」

採択についての請願について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 再開します。日程第22請願第1号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託され継続審査となっていました請願第1号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願の趣旨については理解できるものの、国際条約の締結は国政レベルの問題であり、地方議会として意見書を出す必要はないと考えられます。よって、請願第1号は採決の結果、不採択とすることに決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔挙手者あり〕

○議長（西村良彰） まず委員長の報告に反対者の発言を許します。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 先日12月9日に総務文教常任委員会を傍聴いたしました。私が紹介議員となってこの町議会に提出し、総務文教常任委員会に付託されました請願に対して、本当に真摯に協議・検討いただきましたこと、これにつきまして、討論に先立ち、敬意を表明する次第であります。それでは請願第1号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択について、請願が不採択と言うことですが、反対の討論を行います。つい先日終わりましたが2009年国連総会において日本は16年連続して核兵器の全面廃絶に向けた新たな決意という決議案を提案しましたが、

これまでで最高の賛成170、反対2、棄権8で採択されました。インド、北朝鮮が反対。棄権は中国やフランス、イスラエル等々でございました。なお、同決議は9月にオバマアメリカ大統領が主催で開かれました安保理首脳会合を歓迎していることや核拡散防止条約への非締結国への早期署名や包括的核実験禁止条約の早期発効の呼びかけをしております。また、核の保有国に対しては、透明性のある削減の実行を要求したりアメリカやロシアが戦略兵器削減交渉を開始したことに、期待を表明しております。ただ、この日本の出した決議案は、これまでどおり核廃絶を正面から要求する、そういう内容にはなっておりません。と言いますのは、私も文章を実際にインターネットで開いて見てみましたが、例えばこのようになっておりました。核兵器国による核軍縮、そこの項目の中では、すべての核兵器国に対し透明性のある方法で核兵器の削減を実施することを要請。あとまだ文章ありますがカットします。さらに、アメリカ、ロシアによる戦略兵器削減、ここの項目でも同じように透明性の向上を図りつつさらなる核兵器削減に着手することを最近の進展を歓迎しつつ奨励、というふうな文章が見られます。なお、昨日今日と報道もされておりますが、アメリカのオバマ大統領にノーベル平和賞が贈られることになりましたが、今回アメリカは、従来ブッシュ政権の時には、日本提案の決議がCTBT、先ほど言いました包括的核実験禁止条約、これの早期発効に触れている、そういう理由で一貫して反対をしておりましたが、先ほど言いましたようにオバマ政権になって態度も変わってきており、今回は、なんと9年ぶりに賛成に回って、提案国にもなっております。このように核兵器を求める運動が前進をしてくれており、このような時にこそ日本政府がすべての国の核兵器の使用、実験、研究開発、生産配備、貯蔵の一切を禁止する核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を実現させるよう世界に発信すべき絶好のチャンスではないか。このように考える次第です。そのようなことで私はこの請願の不採択に反対を表明いたすものであります。以上です。

○議長（西村良彰） 次に委員長の報告に賛成者の発言を許します。6番、山口元之君。

○6番（山口元之） 6番、山口でございます。私は委員長報告に賛成の立場で討論を行います。核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書の請願内容については、核兵器の禁止・廃絶に向けた取組みそのものに反対するものではありませんが、国際条約の締結は、国の外交問題であり、町村の権限外の事項であると判断いたしますので、委員長報告に賛成するものであります。議員各位におかれましてもご賛同賜りますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（西村良彰） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。請願第1号の採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立13人]

○議長（西村良彰） ご着席ください。起立多数と認めます。よって、請願第1号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願については、

不採択とすることに決定をしました。



日程第23 請願第2号 食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める
請願について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西村良彰) 日程第23請願第2号食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託されました請願第2号食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願の趣旨は、本町が地産地消の町宣言をし、農林漁業、地場産業を振興すること及び食の安全や自給率の向上等に関する4項目を政府に働きかけることとなっておりますが、本町が実現すべき事項に関しては、困難と思われる点もあるものの、国への働きかけに関しては、政権交代による国の政策を見極めながら、審議を重ね検討する必要があります。よって、請願第2号は継続審査とすることに決定しましたのでここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長(西村良彰) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長(西村良彰) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長(西村良彰) 討論なしと認めます。

請願第2号の採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(西村良彰) 異議なしと認めます。よって請願第2号食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。



日程第24 請願第3号 地方切り捨てを許さず、事務所・出張所の存続を求める
請願について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西村良彰) 日程第24請願第3号地方切り捨てを許さず、事務所・出張所の存続を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付

託されました請願第3号地方切り捨てを許さず、事務所・出張所の存続を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願の趣旨は、松山河川国道事務所等の存続を求めることではありますが、これは、国における機構改革の問題であり、地方議会から要望すべき事項ではないと思われまます。よって、請願第3号は採決の結果不採択とすることに決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[挙手者あり]

○議長（西村良彰） まず委員長の報告に反対者の発言を許します。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 請願第3号の地方切り捨てを許さず、事務所・出張所の存続を求める請願不採択に反対の討論をいたします。地方整備局の使命は、国民の生命・財産を守り、安心して暮らすための国土づくりを行う、そういうことにあるかと思えます。重要度の高い幹線道路や、人口が密集した大河川など基幹的な社会資本の整備や維持管理を地域に根ざし、地域住民に近い存在である整備局で行うことで、国は国民に安心と安全を保障し、国としての責任を果たしていきます。戦後60年間、荒廃した日本の復興を目指し、全国で社会資本が整備されてきました。当初の社会資本は、約50年を耐用年数としていることから、今後数10年の間に社会資本の劣化が急速に進むようになってまいります。この請願団体である国交省の全建設労働組合というところが、2007年に実施しました全国で1,799市町村の橋梁に関する調査結果によりますと、通行不能85件、通行規制599件あったそうです。その内87%が市区町村管理の橋梁です。また、市区町村で過去5年以内に一度も点検していないというものが88%あり、実質的には点検が行われていない、そういう状況にもなっているようでございます。定期点検未実施の理由としては、専門的知見または技術力がないあるいは不足しているため実施が困難、これは実数で978件。財政的に実施が困難929件。土木技術者数的に実施が困難745などがあげられております。国民生活に直接影響を及ぼす社会資本の維持管理は、技術面や予算面でも全国的な視点で法整備も含めて早急に確立することが求められていることから、国は責任を持って実施していくべきではないでしょうか。また、道路や河川を管理するという国の責任を財源の移譲を伴わない地方分権として一方的に地方に押し付ける、そういうものではなく、国民の暮らしと命を守る責任は、国と地方それぞれの役割分担を明確にし、現在の直轄事業については、国が責任を持つことが必要ですし、その責任を果たすためにも地方整備局の体制を拡充していくことも本来は必要ではないでしょうか。砥部町は重信川に隣接し、33号線も町内を走っております。町民にとっても関係のないことではありません。そういう立場からこの不採択に反対を表明いたします。以上です。

○議長（西村良彰） 次に委員長の報告に賛成者の発言を許します。6番、山口元之

君。

○6番（山口元之） 6番、山口でございます。委員長報告に賛成の立場で討論を行います。地方切り捨てを許さず、事務所・出張所の存続を求める意見書の請願内容については、松山河川国道事務所と本町と関わりがある国の出先機関の存続を求めることがその趣旨であります。これらの機関の見直しは、国政レベルの問題であり、また、その結果が即本町住民に悪影響を及ぼすとは考えられませんので、委員長報告に賛成するものであります。議員各位におかれましてもご賛同賜りますようお願い申し上げます。賛成討論といたします。

○議長（西村良彰） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。請願第1号の採決を行います。請願第3号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立14人]

○議長（西村良彰） 起立多数と認めます。ご着席ください。よって、請願第3号地方切り捨てを許さず、事務所・出張所の存続を求める請願についての請願については、不採択とすることに決定をしました。

~~~~~

日程第25 請願第4号 労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 日程第25請願第4号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託されました請願第4号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願の趣旨は労働者派遣法を早期に抜本改正する旨の意見書を政府等に提出しその意見書に5項目を盛り込むこととなっておりますが、これらの内容について、更に調査研究をする必要があります。よって、請願第4号は継続審査とすることに決定しましたのでここにご報告申し上げます。以上。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

請願第4号の採決を行います。請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、請願第4号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第26 請願第5号 暮らし支える行政サービスの拡充を求める請願について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 日程第26請願第5号暮らし支える行政サービスの拡充を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託されました請願第5号暮らし支える行政サービスの拡充を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願の趣旨は、国の地方分権改革、出先機関の統廃合、定員削減等への反対を求めるものでありますが、これらは国のレベルの問題であるとともに、国における改革は地方ほど進んでいないため、これらの推進は必要かと思われまます。よって、請願第5号は採決の結果、不採択とすることに決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[挙手者あり]

○議長（西村良彰） まず委員長の報告に反対者の発言を許します。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 請願第5号暮らし支える行政サービスの拡充を求める請願不採択に反対の討論を行います。2003年には国の行政機関の公務員は80万人でした。民営化や定員純減などにより、現在の31万人にまで減らされてしまいました。一方で非常勤職員が14万3千人にのぼり、多くが年収200万円以下の状態にあります。公共サービスの民間委託の拡大が低コスト競争を生み、賃金低下と不安定雇用による低所得者層を増大させ、行政サービス水準の低下を招いているのではないのでしょうか。政府自らが雇用不安や貧困を拡大していないのでしょうか。砥部町の職員にもひょっとしたら同じような傾向はあるのではないのでしょうか。町民の暮らしを支える行政サービス低下につながらないようにといった考えから不採択に反対を表明します。以上です。

○議長（西村良彰） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。6番、山口元之君。

○6番（山口元之） 6番、山口でございます。委員長報告に賛成の立場で討論を行います。暮らし支える行政サービスの拡充を求める請願内容については、この趣旨は国家公務員の役割や身分の保障を求めるものであり、町村の権限外の事項であると

思われますので、委員長報告に賛成するものであります。議員各位におかれましてもご賛同賜りますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（西村良彰） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

請願第5号の採決を行います。請願第5号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立14人]

○議長（西村良彰） 起立多数と認めます。ご着席ください。よって、請願第5号くらし支える行政サービスの拡充を求める請願については、不採択とすることに決定をしました。

~~~~~

日程第27 請願第6号 最低保障年金制度の創設について意見書の提出を求める  
請願について

（厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 日程第27請願第6号最低保障年金制度の創設について意見書の提出を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（栗林政伸） ご報告申し上げます。厚生常任委員会に付託されました請願第6号最低保障年金制度の創設について意見書の提出を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願の趣旨は、全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求めることとありますが、最低保障年金制度については、国政レベルでの議論がなされているところであり、まだ、基本姿勢も決まっていないため、情報把握に努め、審議を重ねる必要があります。よって、請願第6号は、採決の結果、継続審査とすることに決定しましたのでここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

請願第6号の採決を行います。請願第6号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、請願第6号最低保障年金制度の創設について意見書の提出を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

日程第 28 陳情第 1 号 『「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかなる早期制定  
を求める意見書』の提出を求める陳情について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西村良彰) 日程第 28 陳情第 1 号『「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかなる早期制定を求める意見書』の提出を求める陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託され、継続審査となっていました陳情第 1 号『「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかなる早期制定を求める意見書』の提出を求める陳情について、審査の結果をご報告申し上げます。陳情の趣旨については、「協同労働の協同組合法」は、人々が協同し、社会的に意味のあることを責任をもって行なう道を「仕事・労働」の面でも法的に開こうとするもので、時代の変化の中、地域の住民自身による地域振興、就労創出を推進する制度として、各方面から期待が寄せられています。よって、陳情第 1 号は採択することに決定しましたのでここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長(西村良彰) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。12番、井上洋一君。

○12番(井上洋一) 12番、井上です。この協同労働の協同組合法という仮称ですが、私自身勉強不足で申し訳ありませんが、いろいろ資料見ておりますとよく分かりません。例えばNPO法人との違いが、どんなに違うのかと。また、協同労働主体が、営利を追求していないという表現であろうと思いますが、やはり、協同で仕事をされれば、収入等の問題が発生しようかと思えます。そこで、営利を追求しないと言う点は、多少当てはまらない部分もあろうかと思えますので、このあたり、また、現在存在しております生活協同組合ですが、まあ私たちは生協と言っておりますが、これも住民の暮らしを守るための団体だろうと私は思っております。そのあたり関連性が今ひとつ分かりませんし、特にこの非営利と言う部分があてはまるのかなと、確かに株式会社、有限会社等は営利を追求しております。当然、市場主義でございますので、当然だろうと思えます。この協同労働が、他国でもあるやに聞いておりますが、日本にこの理念を入れてどのように違うのかなと、まあ、協同で働くと言う対等な立場だろうと思えますが、文章を読めば、ですから、この辺の理念と現実との整合性がちょっと分かりづらいと思えますので、質問をいたしました。

○議長(西村良彰) 16番、三谷喜好君。

○産業建設常任委員長(三谷喜好) ただ今委員長報告に付きまして、井上議員のほうから適切なるご指摘をいただきました。十分お答えできるか、私も専門的に詳しくはございませんけれども、ただ出されておる趣旨の中に、今社会的に労働格差が生じた上に、いろいろ働きたくても働けない労働者がいらっしゃいますよと、こういう人達を救う一つの手段として、この制度を作って、それがいわゆる、この問題の解決に



なることを目的としたのではないかと。ご納得いただける答弁になるかならないか分かりませんが、私はその程度しか理解しておりませんので、なお一層今後勉強いたしまして、ご指摘にお答えできる機会があればと思っております。答えにならん答えになりましたが、失礼をいたします。ありがとうございました。

○議長（西村良彰） 他にございませんか。質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

陳情第1号の採決を行います。陳情第1号に対する委員長の報告は、採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって陳情第1号『「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかなる早期制定を求める意見書』の提出を求める陳情については、採択とすることに決定しました。

~~~~~  
日程第29 陳情第 3号 農業振興に関する要望について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 日程第29陳情第3号農業振興に関する要望についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託され継続審査となっていました陳情第3号農業振興に関する要望について、審査の結果をご報告申し上げます。陳情の趣旨については、サブプライム住宅ローンの問題、肥料・農薬等の価格高騰など、現在の農業を取り巻く厳しい状況の中、現在、町が実施している各種農業支援事業の継続及び高騰を続けている生産資材・肥料農薬等に対する助成の要望が求められていますが、物価高騰に対する対応については、まずは、経営者や関係機関の経営努力が必要であると思われれます。よって、陳情第3号はこれまでの事業の継続要望については今後も必要と認められるため、採択、生産資材に対する助成等新規事業の要望については不採択とする、一部採択とすることに決定しましたのでここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

陳情第3号の採決を行います。陳情第3号に対する委員長の報告は、一部採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって陳情第3号農業振興に関する要望については、一部採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第30 陳情第4号 じん肺とアスベスト根絶を求める陳情について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 日程第30陳情第4号じん肺とアスベスト根絶を求める陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託されました陳情第4号じん肺とアスベスト根絶を求める陳情について、審査の結果をご報告申し上げます。じん肺とアスベスト根絶に向けては、国は、平成19年にトンネル根絶訴訟原告弁護団との間で、じん肺政策の転換を図ることを主な内容とする合意書に調印するなど、被害者の救済や被害の根絶に取り組んでいるところであります。陳情の個々の内容については、なお、調査検討の必要があります。よって、陳情第4号は採決の結果継続審査とすることに決定しましたのでここにご報告申し上げます。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

陳情第4号の採決を行います。陳情第4号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって陳情第4号じん肺とアスベスト根絶を求める陳情については、継続審査とすることに決定しました。

ここで暫く休憩します。休憩時間を利用して議会運営委員会及び全員協議会を開催したいと思います。

午前11時17分 休憩

午後 1時45分 再開

~~~~~

日程第31 同意第6号 砥部町教育委員会委員の任命について
(提出者の説明、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 再開します。日程第31同意第6号砥部町教育委員会委員の任命についてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 同意第6号砥部町教育委員会委員の任命について。次の者を砥部町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成21年12月11日提出、砥部町長中村剛志。住所、愛媛県伊予郡砥部町川井1460番地1。氏名、森永とめ子。生年月日、昭和29年4月2日。提案理由。森永とめ子教育委員は、平成22年2月16日に任期が満了するので、その後任者を任命するため、提案するものである。よろしく願いいたします。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

同意第6号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって同意第6号砥部町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

~~~~~

### 日程第32 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

#### （説明、採決）

○議長（西村良彰） 日程第32諮問4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成21年12月11日提出、砥部町長中村剛志。住所、愛媛県伊予郡砥部町大南198番地2。氏名、豊島徳子。生年月日、昭和35年9月6日。提案理由、豊島徳子委員は平成22年3月31日を持って任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものである。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（西村良彰） おはかりします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

おはかりします。ただ今、意見書提出について産業建設常任委員会から発議第6号

が、平岡議員から発議第7号及び発議第8号が、栗林議員から発議第9号及び発議第10号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号から発議第10号までの5件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 発議第6号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を
求める意見書提出について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 追加日程第1発議第6号「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 発議第6号、「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成21年12月11日提出、砥部町議会議長西村良彰様。提出者砥部町産業建設常任委員長三谷喜好。提案理由。働く者が協同で出資し、経営し、協同で働く組織である協同組合は、法的根拠がないことから、社会認知が十分でなく、法制化が望まれているため「協同労働の協同組合法(仮称)」を速やかに制定するよう国に意見書を提出する。

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書。日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっています。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など様々な分野に格差を生じさせました。働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。一方、NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし事業展開しています。このひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めております。しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさ

を実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、町民事業による町民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに関難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。国においても、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月11日、愛媛県砥部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣。以上。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

発議第6号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、発議第6号「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかなる制定を求める意見書提出については可決されました。

~~~~~

## 追加日程第2 発議第7号 「新過疎法」の制定を求める意見書提出について (説明、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 追加日程第2発議第7号「新過疎法」の制定を求める意見書提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。平岡議員。

○15番（平岡文男） 発議第7号、「新過疎法」の制定を求める意見書提出についてを申し上げます。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。平成21年12月11日提出、砥部町議会議長西村良彰様、提出者、平岡文男、賛成者、栗林政伸、賛成者、井上洋一。提案理由。過疎地域では人口減少と少子・高齢化が急速に進み、多くの集落が消滅の危機に瀕している。そのため、過疎地域に対し法律に基づく総合的な支援を継続していただく必要がある。よって、国におかれては、過疎対策を強力に推進するため、平成22年3月末で失効する「過疎地域自立促進特別措置法」に代わる「新過疎法」の制定を求めるため意見書を提出するものであります。

「新過疎法」の制定を求める意見書について朗読をいたします。過疎地域は、わが国の国土の大半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有し、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、森林による地球温暖化の防止など、大きな役割を果たしている。しかしながら、過疎地域では人口減少と少子・高齢化が急速に進み、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、わが国の国土保全上、極めて深刻な状況に陥っている。これま

で4次にわたる過疎対策特別措置法が議員立法で制定され、総合的な過疎対策事業が行われてきたが、過疎地域の果たす多面的・公益的機能に鑑み、引き続き過疎地域に対し法律に基づく総合的な支援を継続する必要がある。よって、国におかれては、過疎対策を強力に推進するため、平成22年3月末で失効する「過疎地域自立促進特別措置法」に代わる「新過疎法」を制定し、次の施策が実施されるよう強く要望する。

1、「新過疎法」の制定にあたっては、現行法の延長ではなく、過疎地域の果たす役割を評価し、新たな過疎対策の理念を明確にすること。2、過疎地域の特性を的確に反映する指定要件と指定単位を設定し、現行過疎地域を指定対象とすること。3、過疎対策事業債の対象事業については、地域の実情に合わせた要件緩和・弾力的運用を図ること。4、過疎市町村に対する過疎対策基金を創設し、集落対策、都市との交流、人材の育成、多様な主体の協働による地域づくり等のソフト事業を積極的に支援すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月11日、愛媛県砥部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略局担当、総務大臣、財務大臣。以上でございます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

発議第7号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、発議第7号「新過疎法」の制定を求める意見書提出については可決されました。

~~~~~

追加日程第3 発議第8号 高速道路原則無料化の方針撤回を求める意見書 提出について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 追加日程第3発議第8号高速道路原則無料化の方針撤回を求める意見書提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。平岡議員。

○15番（平岡文男） 発議第8号、高速道路原則無料化の方針撤回を求める意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成21年12月11日提出、砥部町議会議長西村良彰様、提出者、平岡文男、賛成者、栗林政伸、賛成者、井上 洋一。提案理由でございますが、政府は、高速道路原則無料化の方針を打ち出している。無料化による影響で、地域のバス交通網縮小につながる可能性が高く、自家用車を利用できない多くの「交通弱者」を生み出し、また、地方の道路整備に必要な予算が更に削減されることが予想される。

よって、国におかれては、高速道路原則無料化の方針を撤回されるよう意見書を提出するものでございます。

高速道路原則無料化の方針撤回を求める意見書を朗読させていただきます。政府は、高速道路原則無料化の方針を打ち出し、段階的な無料化に向けた社会実験経費6千億円を、平成22年度予算概算要求の中に盛り込んだ。しかしながら、鉄道、フェリー、バス業界などから「客離れが進む」との懸念が示されている。特に、本四架橋と競合するフェリー業界や地域の公共交通を支えるバス業界にとっては、無料化による影響で経営が危うくなり、地域の離島航路やバス交通網縮小につながる可能性が高く、また、四国内に高速道路と競合する路線が多い鉄道の経営悪化を招く恐れもある。その結果、自家用車を利用できない多くの「交通弱者」を生み出すことは明らかである。政府が目指す無料化による経済活性化についても、高速道路利用で地方の買い物客が都市部に流入し、結果的に地域間格差の拡大を助長することも予想され、地域経済の活性化にはつながらない恐れもある。また、本県では、四国8の字ネットワークのミッシングリンクを解消すべく、高速道路の南予延伸を最重要課題として取り組んでいるところであり、原則無料化に伴い、遅れている地方の道路整備に必要な予算が更に削減されることがあってはならないと考える。さらに、政府の温室効果ガス排出削減方針とも大きく矛盾し、旧道路公団の債務返済についても国民負担が増大することは明らかであり、高速道路の原則無料化には、国民の6割以上が反対しているとの調査もある。よって、国におかれては、高速道路原則無料化の方針を撤回されるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月11日、愛媛県砥部町議会。提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略局担当、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。以上でございます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。発議第8号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、発議第8号高速道路原則無料化の方針撤回を求める意見書提出については可決されました。

~~~~~

追加日程第4 発議第9号 認定こども園制度のさらなる推進を求める意見書提出  
について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 追加日程第4発議第9号 認定こども園制度のさらなる推進を求

める意見書提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。栗林議員。

○8番（栗林政伸） 発議第9号、認定こども園制度のさらなる推進を求める意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成21年12月11日提出、砥部町議会議長西村良彰様、提出者、栗林政伸、賛成者、井上洋一、賛成者、平岡文男。提案理由。わが国の少子化傾向は、合計特殊出生率がやや改善したものの、依然深刻な状況である。その中で、認定こども園は、保育と幼児教育や地域における子育て支援サービスを一体的に提供する機能を持つものとして大いに期待されている。よって、国におかれては、認定こども園制度のさらなる推進を図られるよう意見書を提出するものである。意見書を朗読します。

認定こども園制度のさらなる推進を求める意見書。わが国の少子化傾向は、合計特殊出生率がやや改善したものの、依然深刻な状況であることは、論を待たない。国においても、様々な子育て支援策を講じておられるがさらに積極的かつ総合的な取り組みが求められる。平成18年度より始まった認定こども園は、就学前の子供に対し、保育と幼児教育や地域における子育て支援サービスを一体的に提供する機能を持つものとして、今後の就学前における子育て支援の主要な施設形態として大いに期待をされているものである。しかしながら、認定こども園を利用している保護者の大半は、制度を評価しているにもかかわらず、現状は、認定数が伸び悩んでいる状況である。よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。1、施設が認定こども園の認定申請をする際の手続きが複雑であるため、事務手続きの簡素化を図ること。2、認定こども園についての認知度を高めるため、より一層の啓発活動に取り組むこと。3、認定こども園に対する施設整備等への財政支援を講じること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月11日、愛媛県砥部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。以上です。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。発議第9号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、発議第9号認定こども園制度のさらなる推進を求める意見書提出については可決されました。





追加日程第5 発議第10号 国産材を使用した木造住宅（エコ住宅）の振興を  
求める意見書提出について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 追加日程第5発議第10号 国産材を使用した木造住宅（エコ住宅）の振興を求める意見書提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。栗林議員。

○8番（栗林政伸） 発議第10号、国産材を使用した木造住宅（エコ住宅）の振興を求める意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成21年12月11日提出、砥部町議会議長西村良彰様。提出者栗林政伸、賛成者、井上洋一、賛成者、平岡文男。提案理由。国産材はこれまでにない価格まで下落するなど、国内林業は危機的な状況に陥っている。国産材は、外材に比べて輸送エネルギーも少ないなど環境に優しい資材であり、国産材を利用した木造住宅の建築促進は、森林整備を加速させ、ひいては、地球環境の保全につながるものである。よって、国におかれては、国産材を使用した木造住宅（エコ住宅）の振興を図られるよう意見書を提出するものである。

国産材を使用した木造住宅（エコ住宅）の振興を求める意見書。世界的な経済不況から、国内の住宅着工戸数は激減し、それに伴い木材需要も大幅に縮小して、国産材はこれまでにない価格まで下落するなど、国内林業は危機的な状況に陥っている。一方、地球温暖化防止等の環境保全対策も緊急の課題となっており、森林を健全に育成し、二酸化炭素の吸収機能等を高度に発揮させるとともに、森林から生産された省エネルギー資材としての国産材の利用促進が重要となっている。木材は鉄やコンクリートなど、他の材料に比べて加工等に必要なエネルギーが格段に少なく、中でも国産材は、外材に比べて輸送エネルギーも少ないなど環境に優しい資材であり、国産材を利用した木造住宅の建築促進は、森林整備を加速させ、ひいては、地球環境の保全につながるものである。また、国産材などの木材は、その重量の約半分が二酸化炭素を吸収し固定した炭素の塊であることから、木造建築物は「都市の森林」とも呼ばれ、地球温暖化防止に貢献している。建築物等に利用されている木材は、さらにリサイクル利用が可能であり、最終的にエネルギーとして活用すれば、二酸化炭素の排出削減にも寄与するなど、木材は循環利用が可能な環境保全に貢献する資源となっている。よって、国におかれては、国産材を使用した木造住宅について、ストックされている炭素の評価を行ない、国の緊急経済対策で省エネルギー家電などに適用されているエコポイント制度の対象に加えることにより、エコ住宅として振興を図られるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月11日、愛媛県砥部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣。  
以上

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

発議第10号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、発議第10号国産材を使用した木造住宅（エコ住宅）の振興を求める意見書提出については可決されました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、継続審査となっております請願及び陳情など常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には終始熱心にご審議いただき、全議案をご議決くださいましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。会期中いただきましたご意見・ご提案につきましては、十分検討させていただき、これからの町政運営に反映できるよう、職員とともに努力してまいりたいと思います。また、現在進めております公共下水道事業や広田地区地域間交流施設工事、中学校の改築などの大型事業につきましては、順調に進んでおりますが、国におきましては、不安定な要素もたくさんあります。今後、政局を見誤ることがないように、行政運営をしていかなければならないと思っておりますので、議員の皆様のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。今年も余すところ20日となりました。インフルエンザが心配されるところでございますが、議員の皆様にはくれぐれもお体をご自愛いただき、町政進展、地域発展にご活躍されますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村良彰） 以上をもって、平成21年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時18分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長 西村 良彰

議員 大平 弘子

議員 西岡 利昌